

東金市下水道事業経営戦略(改定版) 修正版(案)

(令和8年度～令和17年度)

令和 年 月

東金市都市建設部下水対策課

目 次

第1章. はじめに.....	1
1-1 改定の経緯.....	1
1-2 位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2
第2章. 事業概要.....	3
2-1 事業の現況.....	3
2-2 民間活力の活用等.....	12
2-3 経営比較分析表を活用した現状分析.....	12
第3章. 将来の事業環境.....	42
3-1 人口.....	42
3-2 有収水量.....	43
3-3 施設の見通し.....	44
3-4 組織の見通し.....	45
第4章. 経営の基本方針.....	46
第5章. 投資・財政計画（収支計画）.....	48
5-1 収支計画のうち投資についての説明.....	48
5-2 収支計画のうち財源についての説明.....	51
5-3 収支計画のうち投資以外の経費及び収入についての説明.....	53
第6章. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	60
第7章. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	62
7-1 推進体制と進捗管理.....	62
7-2 経営戦略の検証.....	62
巻末資料.....	63
■投資・財政収支の見通し.....	63
■用語集.....	69

第1章. はじめに

1-1 改定の経緯

下水道は、市街地における雨水などの自然水を排除するとともに、日常生活や生産活動から生じる汚水を速やかに排除し、安全に処理した上で河川、湖沼、海などの公共用水域に放流するための施設です。また下水道は健康で文化的な生活を営むための基盤となる施設であり、公共用水域の水質保全を図るためには、不可欠な施設といえます。

本市の下水道事業は、昭和 60 年 3 月 20 日に公共下水道の供用を開始して 42 年が経過しています。令和 6 年度末迄の整備面積は 807ha で、人口普及率 42.3%、水洗化率 92.7%となっています。また、平成 7 年度より農業集落排水施設の整備を始め、平成 10 年度に上谷地区において供用開始したことに始まり、嶺南・正気西部地区が平成 12 年度、松之郷地区が平成 16 年度、福岡地区が平成 21 年度に順次供用開始して、令和 6 年度末迄の 4 地区の整備面積は 234ha で、人口普及率 6.9%、水洗化率 85.8%となっています。現在、農業集落排水施設は、各種設備機器の標準耐用年数が過ぎ、今後の維持管理費が増加することから、公共下水道へ接続することで経済的かつ安定した水処理を行うため、上谷地区、嶺南・正気西部地区、松之郷地区の公共下水道への接続を進めています。

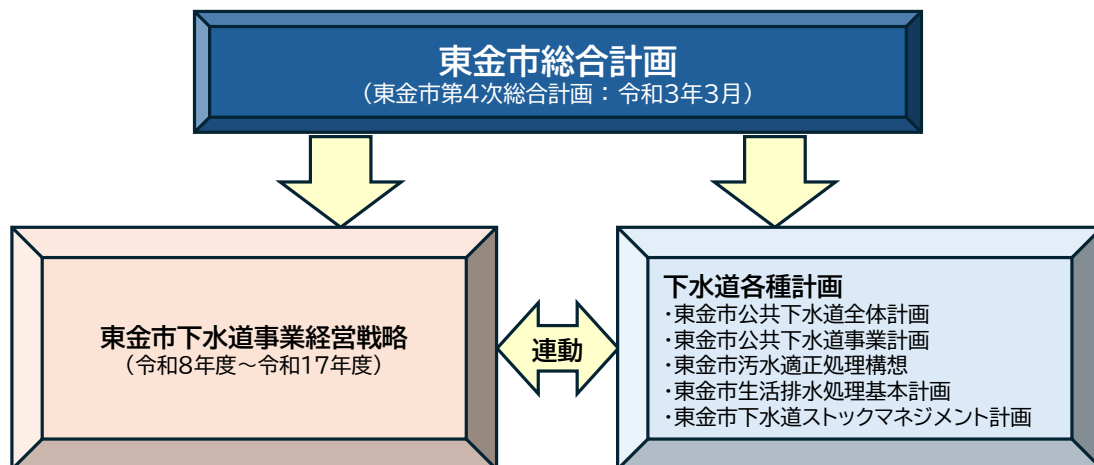
下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築更新費用の増加など厳しさを増しており、経営基盤強化の取り組みが求められています。「経営戦略」は、その取り組みの一環として、下水道事業を持続的・安定的に経営するために、経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的に、令和 2 年度に策定しました。今回の経営戦略の改定は、現行の経営戦略の策定時からの社会情勢・経済環境や下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行うものです。

なお、本計画は、総務省「経営戦略策定ガイドライン（改訂版）」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」の基本的考え方に基づき改定するものです。

1-2 位置づけ

本経営戦略は、東金市第4次総合計画（令和3年度～令和12年度）を上位計画とし、下水道各種関係計画等と連動し、今後の下水道事業の経営計画として位置づけます。

図 1.1 経営戦略の位置づけ



1-3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、令和8年度を初年度とし、令和17年度を最終年度とした10年間とします。

また、計画期間の中間年次では、前期の実績値に基づいて中間評価及び見直しを行います。

第2章. 事業概要

2-1 事業の現況

(1) 公共下水道

令和6年度末時点での公共下水道の概要は以下のとおりです。

表 2.1 公共下水道の概要

項目	概要		
処理区概要	<ul style="list-style-type: none">● 東金処理区（昭和59年度供用開始：経過年数42年）● 処理区域面積：807ha● 処理区域内人口密度：29.5人/ha（処理区域内人口23,793人÷処理区域面積807ha）		
施設概要	管路	約239km	污水管：約183km、雨水管：約56km
	処理場	1か所	東金市浄化センター <ul style="list-style-type: none">● 処理方式：標準活性汚泥法+セメント原料化(委託)● 計画処理能力(日最大)：14,600m³/日
	ポンプ場	2か所	<ul style="list-style-type: none">● 木島下汚水中継ポンプ場● 田中汚水中継ポンプ場
	マンホールポンプ	11か所	
法適・非適の区分	一部適用（令和2年4月1日施行）		
広域化・共同化 ・最適化実施状況	本市の下水処理は東金市浄化センターで水処理から污泥処理(農業集落排水も含む)まで一式で行っています。		

図 2.1 東金市浄化センター（管理棟）



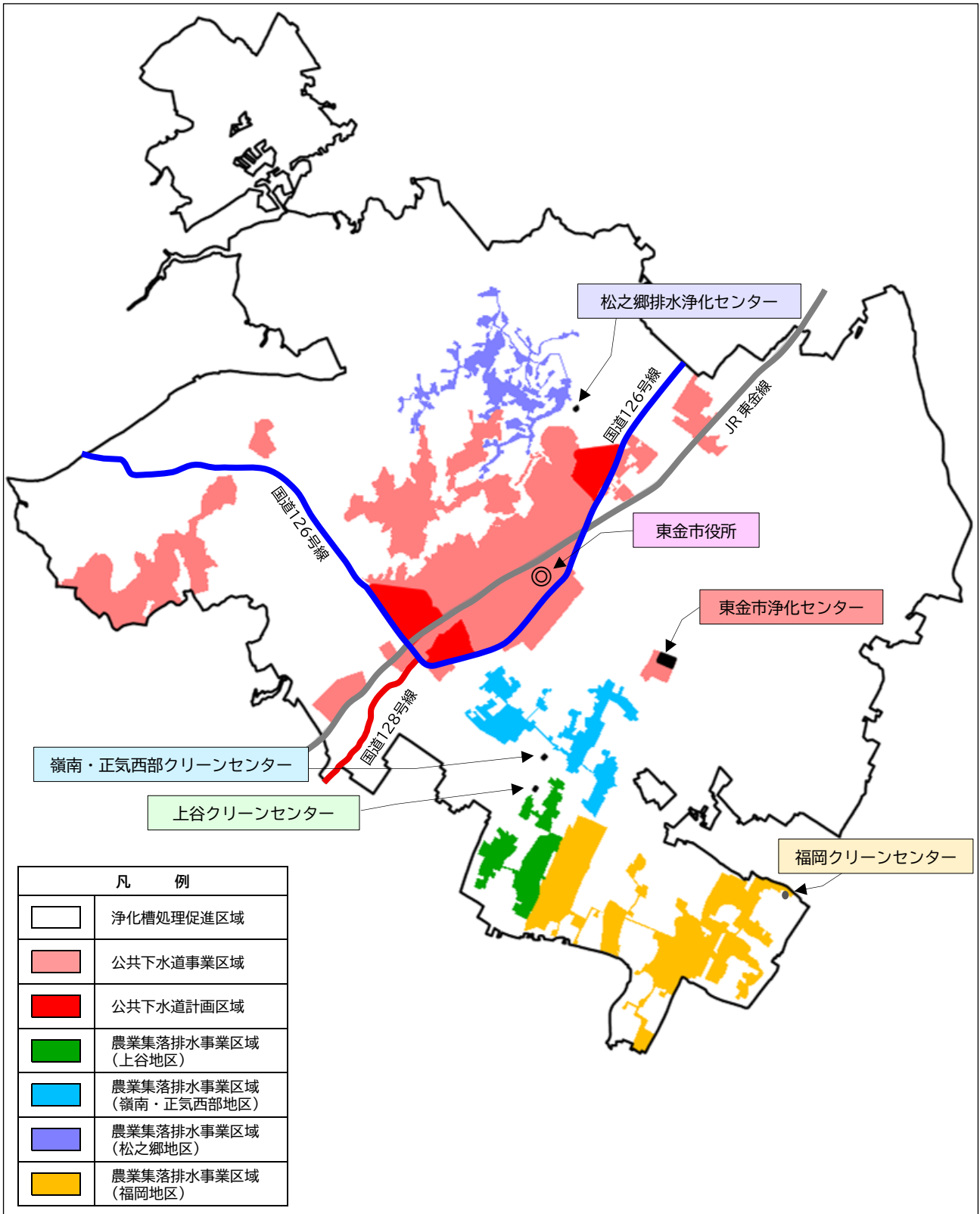
(2) 農業集落排水

令和 6 年度末時点での農業集落排水の概要は以下のとおりです。

表 2.2 農業集落排水の概要

項目	概要		
処理区概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 上谷地区（平成 10 年度供用開始：経過年数 28 年） ● 処理区域面積：40ha ● 令和 8 年度より公共下水道に接続予定 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 嶺南・正気西部地区（平成 12 年度供用開始：経過年数 26 年） ● 処理区域面積：52ha ● 令和 8 年度より公共下水道に接続予定 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 松之郷地区（平成 16 年度供用開始：経過年数 22 年） ● 処理区域面積：44ha ● 令和 9 年度より公共下水道に接続予定 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡地区（平成 21 年度供用開始：経過年数 17 年） ● 処理区域面積：98ha 		
	処理区域内人口密度：16.5 人/ha（処理区域内人口 3,858 人÷処理区域面積 234ha）		
施設概要	管路	約 80km	污水管：約 80 km
	処理場	4 か所	<ul style="list-style-type: none"> ● 上谷クリーンセンター（計画人口：1,320 人） ● 嶺南・正気西部クリーンセンター（計画人口：1,780 人） ● 松之郷排水浄化センター（計画人口：1,830 人） ● 福岡クリーンセンター（計画人口：2,300 人）
	マンホールポンプ	91 か所	
法適・非適の区分	一部適用（令和 2 年 4 月 1 日施行）		
広域化・共同化 ・最適化実施状況	<p>農業集落排水は、公共下水道に上谷地区及び嶺南・正気西部地区を令和 8 年度より接続し、その後、令和 9 年度より松之郷地区を接続し、東金市浄化センターで水処理から污泥処理まで一括して行う予定です。</p> <p>福岡地区は、水処理は福岡クリーンセンターで行い、污泥処理は東金市浄化センターで一括して行います。今後は、適正な維持管理を行いながら、施設の老朽化状況に応じて修繕・更新を行うとともに、東金市浄化センターや近隣市町の施設への接続についても検討します。</p>		

図 2.2 下水道施設の配置図



(3) 使用料

下水道使用料は、基本使用料と使用水量に応じた従量制で、さらには使用水量の増加に応じて従量使用料を増加させる累進制を採用しています。

なお、使用者の負担の公平性の観点から、平成 28 年 4 月より、公共下水道と農業集落排水の使用料は同じ料金体系としています。

表 2.3 下水道使用料体系表（1 か月あたり・消費税別）

用途別	使用料	
一般汚水	10 m ³ まで（基本使用料）	1,148 円
	11 m ³ ～20 m ³ まで	132 円/m ³
	21 m ³ ～30 m ³ まで	143 円/m ³
	31 m ³ ～50 m ³ まで	161 円/m ³
	51 m ³ ～100 m ³ まで	178 円/m ³
	101 m ³ ～500 m ³ まで	195 円/m ³
	501 m ³ 以上	218 円/m ³
浴場汚水	1 m ³ あたり	25 円/m ³

下表には、本市の過去 3 年度分の条例上の使用料（20 m³あたり）と、実質的な使用料（20 m³あたり※）の比較を示します。

表 2.4 条例上の使用料・実質的な使用料（1 か月あたり・消費税別）

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
条例上の使用料（20 m ³ あたり）	2,468 円	2,468 円	2,468 円
実質的な使用料 （20 m ³ あたり）	下水道事業全体	2,977 円	2,993 円
	公共下水道	2,996 円	3,013 円
	農業集落排水	2,800 円	2,824 円

総務省は、継続して安定した下水道事業経営を行うための使用料水準を 3,000 円/20 m³（消費税別）としています。

公共下水道では実質的な使用料は、水準に達しているものの、農業集落排水を合わせた下水道事業全体では、条例上の使用料及び実質的な使用料ともに 3,000 円/20 m³未満となっています。

※実質的な使用料（20 m³あたり）＝ 使用料収入（円）/有収水量（m³）×20（m³）

(4) 組織

① 職員数

下水道事業の職員数は、令和6年度末時点で下水対策課12名（うち再任用職員1名、会計年度任用職員2名）です。

② 事業運営組織

下水道事業は下水対策課の下、管理係、計画係及び維持係で執り行っています。

表 2.5 組織体制及び事務分掌

下水対策課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道事業会計に関する事。 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関との連絡調整に関する事。 3 公共下水道事業受益者負担金及び使用料に関する事。 4 公共下水道事業水洗便所改造事業補助金に関する事。 5 農業集落排水事業受益者分担金及び使用料に関する事。 6 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。 7 合併処理浄化槽維持管理費補助金に関する事。 8 所掌事業の財産管理に関する事。 9 所掌事業の普及啓発及び促進に関する事。 10 所掌工事の発注に関する事。 11 下水道事業専用の公印の管理に関する事。 12 課の庶務に関する事。
	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚水適正処理構想に関する事。 2 公共下水道事業の実施計画及び認可に関する事。 3 公共下水道施設の設計及び施工並びに協議及び調整に関する事。 4 農業集落排水事業の実施計画及び事業採択に関する事。 5 農業集落排水施設の設計及び施工並びに協議及び調整に関する事。 6 所掌事業の用地取得に関する事。 7 所掌工事に伴う渉外に関する事。
	維持係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道施設の維持管理に関する事。 2 農業集落排水施設の維持管理に関する事。 3 所掌事業の施設台帳に関する事。 4 所掌施設の占用に関する事。 5 所掌施設への接続に伴う設計審査、施工監督及び検査に関する事。 6 所掌施設へ接続した設備に伴う検査及び指導に関する事。 7 開発行為に伴う協議及び指導監督に関する事。 8 排水設備の設計審査、施工監督及び検査に関する事。 9 排水設備指定工事店の指定及び指導に関する事。

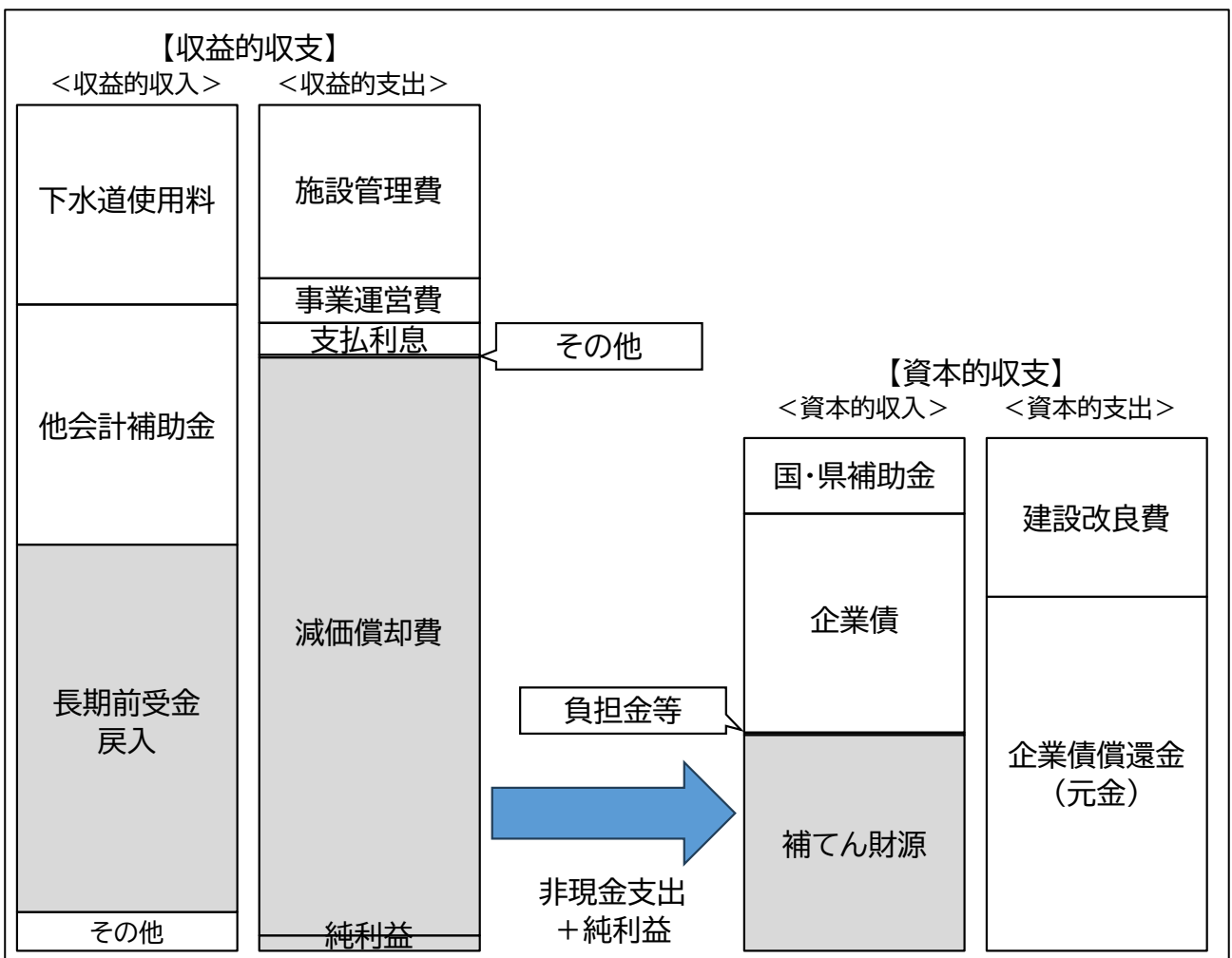
(5) 財務状況（令和6年度決算）

① 収益的収支と資本的収支の関係について

公営企業会計では、当年度の事業運営等で生じる収入（下水道使用料、他会計補助金など）と支出（施設管理費、事業運営費など）を示す「収益的収支」、施設整備等で生じる収入（国・県補助金、企業債など）と支出（建設改良費、企業債償還金）を示す「資本的収支」に区分して期間損益を明確にします。

施設整備等に投下された資本は、いったん資本的収支に計上されます。翌年度以降は、現金の支出はないものの、資産価値の減少分として費用を計上する減価償却費、同じく現金の収入はないものの、減価償却費のうち補助金等相当額を収益化する長期前受金戻入が計上されます。「現金を伴わない支出」である減価償却費（「現金を伴わない収入」である長期前受金戻入相当額を除く）は、「損益勘定留保資金」と呼ばれ、当年度の純利益と合わせて、施設整備等の補てん財源として資本的収支の不足分に充てられます。

図 2.3 収益的収支と資本的収支の関係（イメージ）

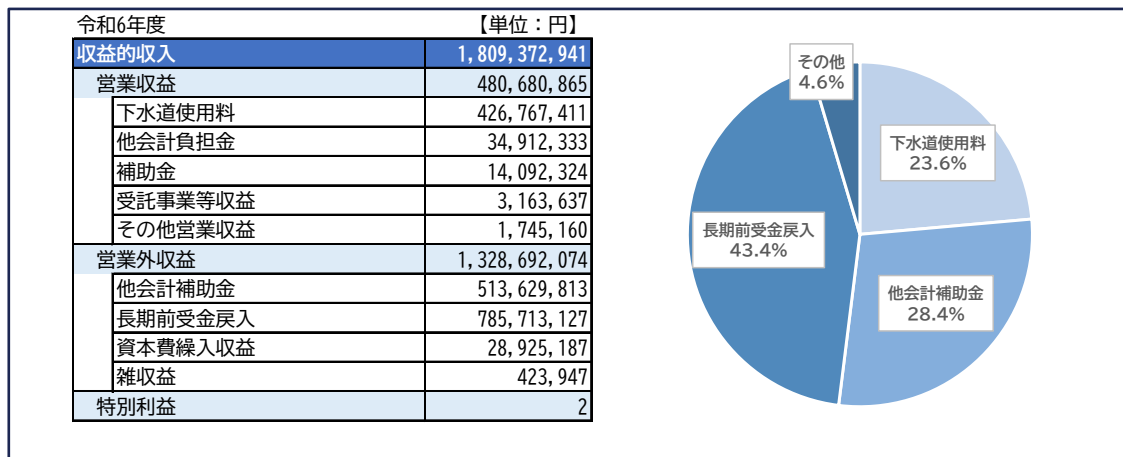


② 収益的収支（3条予算）

■【収益的収入】

収益的収入は約 18.1 億円です。そのうち、下水道使用料は約 23.6%、他会計補助金は約 28.4%、長期前受金戻入は約 43.4%です。

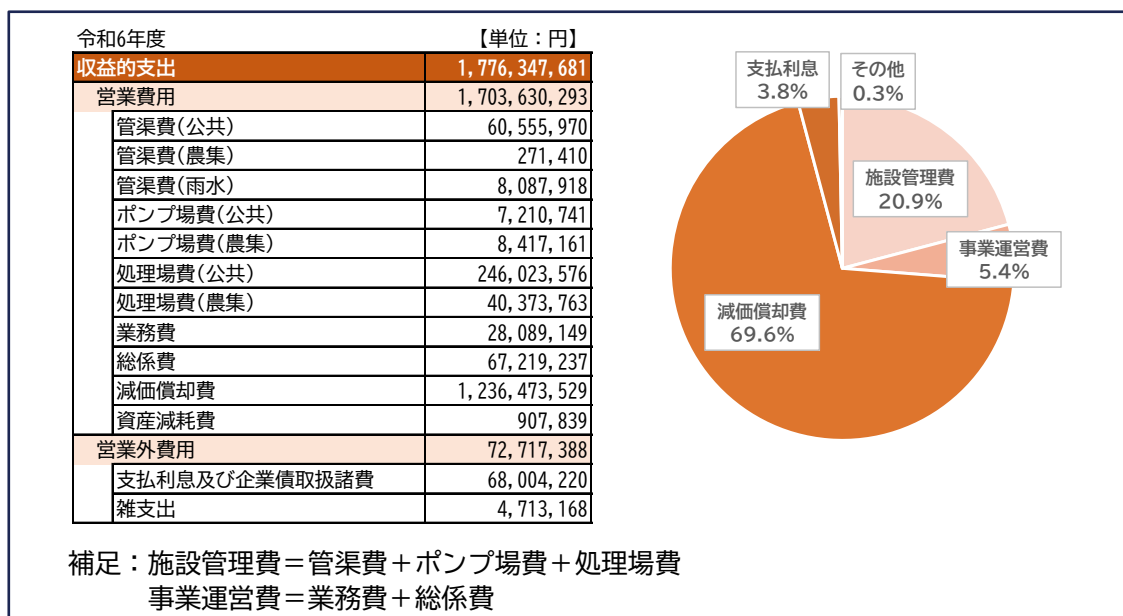
図 2.4 収益的収入の実績



■【収益的支出】

収益的支出は約 17.8 億円です。そのうち、施設管理費と事業運営費で約 26.3%、減価償却費は約 69.6%、支払利息は約 3.8%です。

図 2.5 収益的支出の実績



■【当年度純利益】

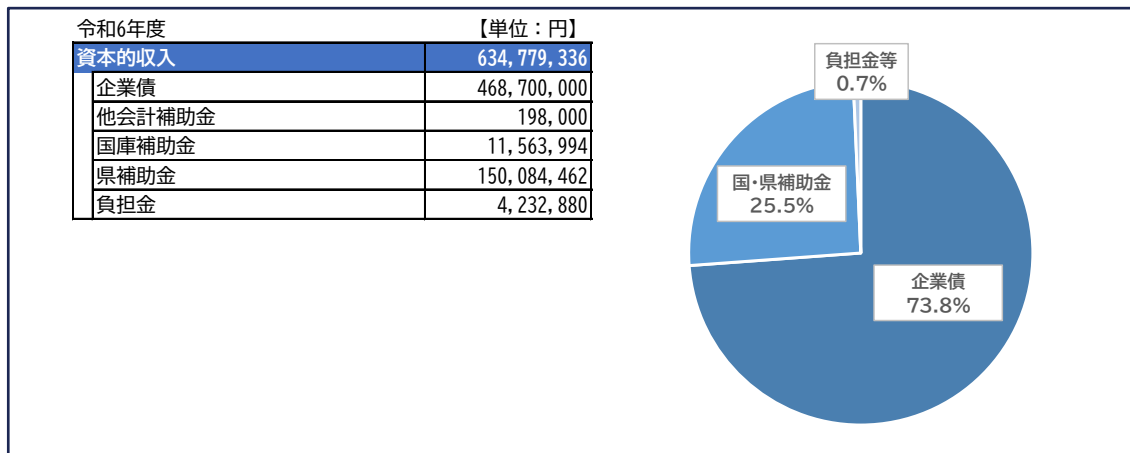
収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は、33,025,260 円となっています。

③ 資本的収支（4条予算）

■【資本的収入】

資本的収入は約 6.3 億円です。そのうち、企業債は約 73.8%、国・県補助金は約 25.5%です。

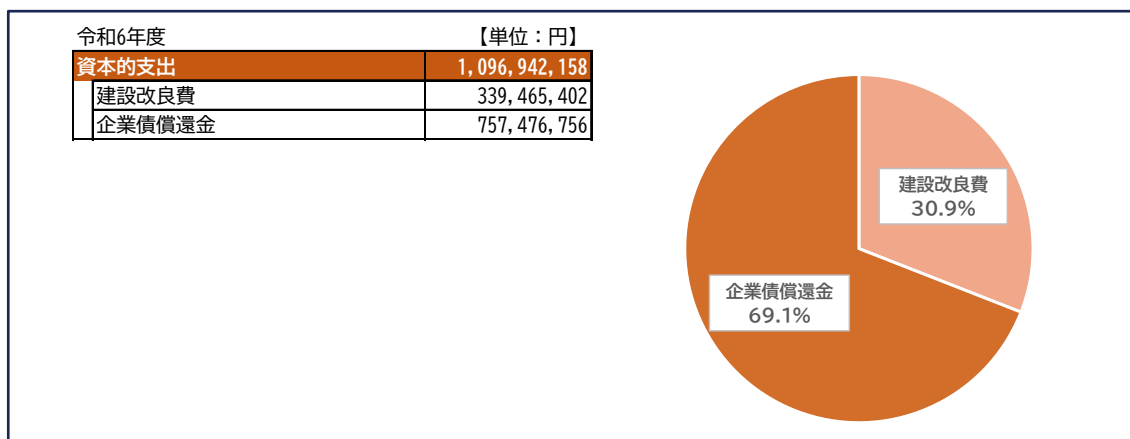
図 2.6 資本的収入の実績



■【資本的支出】

資本的支出は約 11.0 億円です。そのうち、建設改良費は約 30.9%、企業債償還金は約 69.1%です。

図 2.7 資本的支出の実績



④ 企業債残高の推移

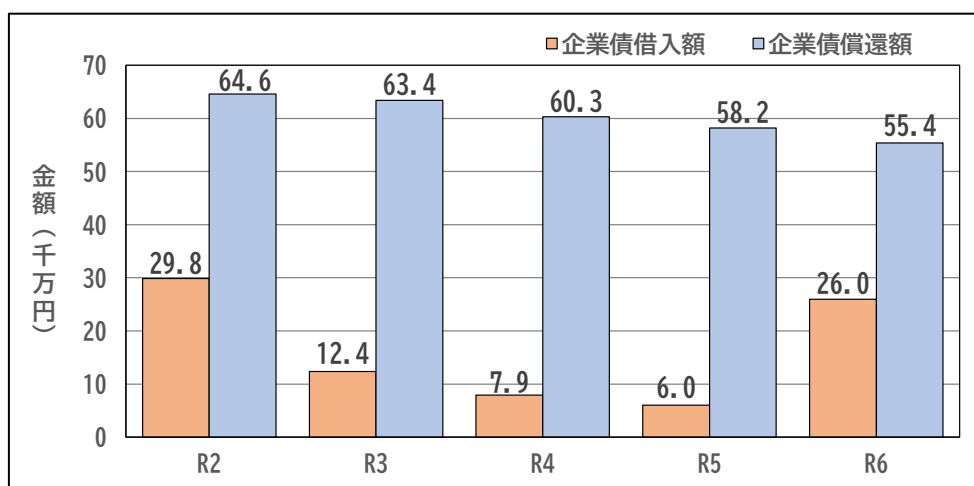
減債への取り組みは、企業債の借入額が当該年度の償還額を超えない様に管理しています。そのため、年々、企業債残高は減少しています。企業債残高は、令和2年度末の約72億円から令和6年度末には約48億円となり、公営企業会計への移行後において約34%減少しています。

表 2.6 年度末企業債残高 【単位：円】

項目	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
公共下水道	4,922,910,266	4,412,971,676	3,888,911,021	3,367,235,745	3,073,213,061
農業集落排水	2,274,001,161	2,091,879,832	1,895,539,451	1,705,340,014	1,710,585,942
合計	7,196,911,427	6,504,851,508	5,784,450,472	5,072,575,759	4,783,799,003

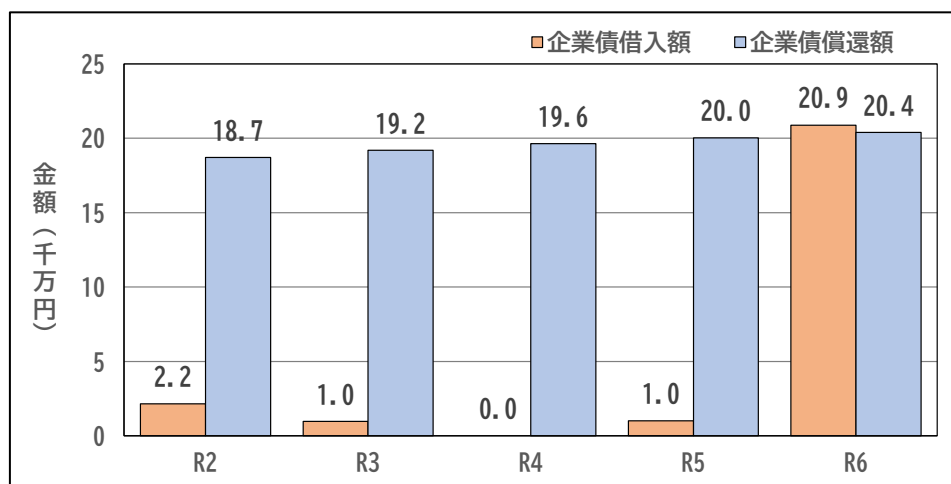
【公共下水道】

図 2.8 企業債借入額と償還額の推移（公共下水道）



【農業集落排水】

図 2.9 企業債借入額と償還額の推移（農業集落排水）



2-2 民間活力の活用等

民間活用の状況は、次のとおりです。

- 終末処理場（5 施設）の包括的維持管理業務委託
- 水質分析業務の一括発注
- 使用料徴収業務委託

2-3 経営比較分析表を活用した現状分析

下水道事業の経営状況について、全国平均、類似団体^{※1}平均との比較を行うために「経営比較分析表^{※2}」の経営指標を活用して示しています。指標ごとのグラフには、全国平均、類似団体平均、近隣市町村の数値も合わせて示しています。

※1 下水道事業経営指標（総務省）において、処理区域内人口・人口密度・供用開始後年数の類型区分が同じ団体のことです。本市の事業は下表の水色(Cc1、F2)に属します。

※2 公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析を示したものです。

表 2.7 類似団体^{※1}分類

事業	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
公共下水道	政令市等	—	—	政令市等	21
	10万人以上	100人/ha以上	—	Aa	33
		75人/ha以上	—	Ab	30
		50人/ha以上	30年以上	Ac1	45
			30年未満	Ac2	1
		50人/ha未満	—	Ad	60
	3万人以上	100人/ha以上	—	Ba	7
		75人/ha以上	30年以上	Bb1	24
			30年未満	Bb2	1
		50人/ha以上	30年以上	Bc1	66
			30年未満	Bc2	11
		50人/ha未満	30年以上	Bd1	166
			30年未満	Bd2	18
		3万人未満	75人/ha以上	—	Ca
	50人/ha以上		30年以上	Cb1	28
			15年以上	Cb2	17
			15年未満	Cb3	5
	25人/ha以上		30年以上	Cc1	164
			15年以上	Cc2	135
			15年未満	Cc3	14
25人/ha未満	30年以上		Cd1	141	
	15年以上		Cd2	176	
	15年未満		Cd3	12	
農業集落排水	30年以上	F1	302		
	15年以上	F2	563		
	15年未満	F3	7		









出典：令和5年度決算 経営比較分析（総務省）


(1) 現状分析結果の概要


経営比較分析表にある 11 項目について、本市の令和 6 年度の試算値と類似団体平均及び全国平均の令和 5 年度の数値を比較することにより、本市の水準を相対的に評価します。

なお、各項目の詳細分析については、16 ページ以降に示します。

表 2.8 他団体との比較概要と相対評価 (1/3)

指標	比較概要			相対評価	
				公共	農集
経常収支比率 (%) ※詳細は 16 頁	経常収支比率は、公共下水道、農業集落排水ともに類似団体平均及び全国平均と同水準です。				
	項目	公共下水道	農業集落排水		
	東金市	101.13%	105.39%		
	類似団体平均	106.53%	106.35%		
	全国平均	105.91%	104.44%		
累積欠損金比率 (%) ※詳細は 18 頁	累積欠損金は、公共下水道、農業集落排水ともに発生していません。				
	項目	公共下水道	農業集落排水		
	東金市	0.00%	0.00%		
	類似団体平均	18.41%	129.89%		
	全国平均	3.03%	124.06%		
流動比率 (%) ※詳細は 20 頁	流動比率は、公共下水道は類似団体平均及び全国平均より低い水準にあります。農業集落排水は類似団体平均及び全国平均より高い水準にあります。				
	項目	公共下水道	農業集落排水		
	東金市	28.13%	55.70%		
	類似団体平均	74.79%	44.04%		
	全国平均	78.43%	42.02%		
企業債残高対事業規模比率 (%) ※詳細は 22 頁	企業債残高対事業規模比率は、公共下水道、農業集落排水ともに類似団体平均及び全国平均より低い水準にあります。				
	項目	公共下水道	農業集落排水		
	東金市	0.00%	0.00%		
	類似団体平均	767.56%	839.21%		
	全国平均	630.82%	785.10%		

 : 全国平均、類似団体平均よりも優位です。

 : 全国平均、類似団体平均と同等程度です。


 : 全国平均、類似団体平均よりも劣位です。

表 2.8 他団体との比較概要と相対評価 (2/3)

指標	比較概要	相対評価													
		公共	農集												
経費回収率(%) ※詳細は 24 頁	経費回収率は、公共下水道は類似団体平均より高く、全国平均と同程度です。農業集落排水は類似団体平均及び全国平均より高い水準にあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共下水道</th> <th>農業集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東金市</td> <td>99.77%</td> <td>68.06%</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>90.23%</td> <td>52.05%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>97.81%</td> <td>56.93%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共下水道	農業集落排水	東金市	99.77%	68.06%	類似団体平均	90.23%	52.05%	全国平均	97.81%	56.93%	☹️	😊
項目	公共下水道	農業集落排水													
東金市	99.77%	68.06%													
類似団体平均	90.23%	52.05%													
全国平均	97.81%	56.93%													
汚水処理原価(円/m³) ※詳細は 26 頁	汚水処理原価は、公共下水道は類似団体平均より低く、全国平均より高い水準にあります。農業集落排水は類似団体平均及び全国平均より低い水準にあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共下水道</th> <th>農業集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東金市</td> <td>150.99 円/m³</td> <td>207.49 円/m³</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>170.20 円/m³</td> <td>301.86 円/m³</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>138.75 円/m³</td> <td>271.15 円/m³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共下水道	農業集落排水	東金市	150.99 円/m³	207.49 円/m³	類似団体平均	170.20 円/m³	301.86 円/m³	全国平均	138.75 円/m³	271.15 円/m³	☹️	😊
項目	公共下水道	農業集落排水													
東金市	150.99 円/m³	207.49 円/m³													
類似団体平均	170.20 円/m³	301.86 円/m³													
全国平均	138.75 円/m³	271.15 円/m³													
施設利用率(%) ※詳細は 28 頁	施設利用率は、公共下水道、農業集落排水ともに類似団体平均及び全国平均と同程度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共下水道</th> <th>農業集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東金市</td> <td>60.27%</td> <td>45.75%</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>56.51%</td> <td>46.25%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>58.94%</td> <td>49.87%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共下水道	農業集落排水	東金市	60.27%	45.75%	類似団体平均	56.51%	46.25%	全国平均	58.94%	49.87%	☹️	☹️
項目	公共下水道	農業集落排水													
東金市	60.27%	45.75%													
類似団体平均	56.51%	46.25%													
全国平均	58.94%	49.87%													
水洗化率(%) ※詳細は 30 頁	水洗化率は、公共下水道、農業集落排水ともに類似団体平均及び全国平均と同程度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共下水道</th> <th>農業集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東金市</td> <td>92.65%</td> <td>85.77%</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>90.62%</td> <td>83.96%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>95.91%</td> <td>87.54%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共下水道	農業集落排水	東金市	92.65%	85.77%	類似団体平均	90.62%	83.96%	全国平均	95.91%	87.54%	☹️	☹️
項目	公共下水道	農業集落排水													
東金市	92.65%	85.77%													
類似団体平均	90.62%	83.96%													
全国平均	95.91%	87.54%													
有形固定資産減価償却率(%) ※詳細は 32 頁	有形固定資産減価償却率は、公共下水道は類似団体平均と同程度、全国平均より低い水準にあります。農業集落排水は類似団体平均及び全国平均より低い水準にあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公共下水道</th> <th>農業集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東金市</td> <td>23.08%</td> <td>16.62%</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>26.90%</td> <td>25.46%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>41.09%</td> <td>28.42%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公共下水道	農業集落排水	東金市	23.08%	16.62%	類似団体平均	26.90%	25.46%	全国平均	41.09%	28.42%	😊	😊
項目	公共下水道	農業集落排水													
東金市	23.08%	16.62%													
類似団体平均	26.90%	25.46%													
全国平均	41.09%	28.42%													

😊 : 全国平均、類似団体平均よりも優位です。

☹️ : 全国平均、類似団体平均と同程度です。

😞 : 全国平均、類似団体平均よりも劣位です。

表 2.8 他団体との比較概要と相対評価 (3/3)

指標	比較概要		相対評価		
			公共	農集	
管渠老朽化率 (%) ※詳細は 34 頁	管渠老朽化率は、本市には現在のところ、耐用年数を経過した管渠がないため、0.00%となっています。		😊	😊	
	項目	公共下水道			農業集落排水
	東金市	0.00%			0.00%
	類似団体平均	2.08%			0.19%
	全国平均	8.68%			0.08%
管渠改善率 (%) ※詳細は 36 頁	管渠改善率は、ストックマネジメント計画に準じて施設管理を行っていますが、改善を要する管渠延長が短いため、0.00%となっています。		😊	😊	
	項目	公共下水道			農業集落排水
	東金市	0.00%			0.00%
	類似団体平均	0.09%			0.03%
	全国平均	0.22%			0.02%

😊 : 全国平均、類似団体平均よりも優位です。

😐 : 全国平均、類似団体平均と同等程度です。

😞 : 全国平均、類似団体平均よりも劣位です。

(2) 経常収支比率

① 【指標の算定式】

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

② 【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度における、使用料収入や一般会計補助金等の経常的な事業収入が、維持管理費や支払利息等の経常的な支出に対して、どの程度の割合を占めるかを表す指標です。

③ 【分析の考え方】

事業を継続的かつ安定的に運営するために、単年度の収支が黒字（100%以上）となっていることが求められます。単年度の収支が赤字（100%未満）の場合は、経営改善に向けた取り組みが必要となります。

分析に当たっての留意点は、下記のとおりです。

- 100%以上の場合

施設の更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、将来に向けて健全な経営を続けていく観点からも分析する必要があります。

経常収益（総収益）について、補助金等の使用料収入以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要があります。

- 100%未満の場合

キャッシュベースでの利益があるかなど、資金繰りの状況を確認する必要があります。経年で比較した場合に、右肩上がりであれば、経営改善に向けた取り組みが成果を上げている可能性があります。改善に向けた取り組みを続ける必要があります。

④ 【本市の状況】

経常収支比率は、公共下水道が 101.13%、農業集落排水が 105.39%で、いずれも 100%以上を確保しており、単年度の収支は黒字です。また、全国平均及び類似団体平均と比較すると、公共下水道、農業集落排水ともに同水準にあります。

ただし、収入については、使用料収入以外に一般会計からの繰入金に依存しており、資金不足を補てんするための基準外繰入金が約 3,600 万円あることで黒字化が実現されている状況です。今後も基準外繰入金の解消に向け、経営改善に取り組む必要があります。

表 2.9 令和6年度繰入金の状況（出典：決算統計書）

分類		繰入金 (千円)	基準外繰入金 (千円)
公共下水道	基準額	426,718	35,722
	実績入額	426,510	
農業集落排水	基準額	115,433	
	実績入額	151,155	

図 2.10 経常収支比率【公共下水道】

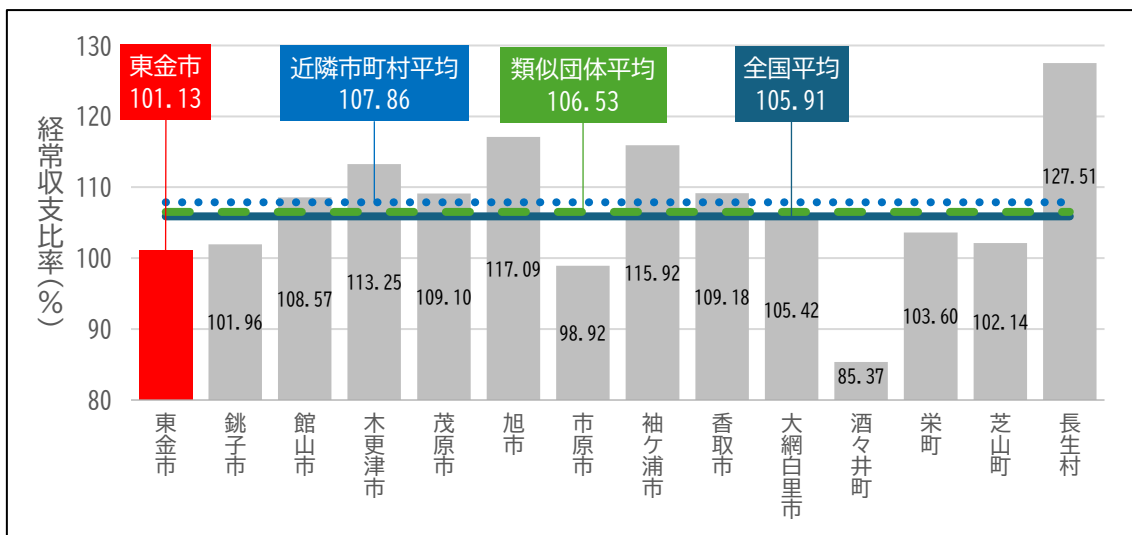
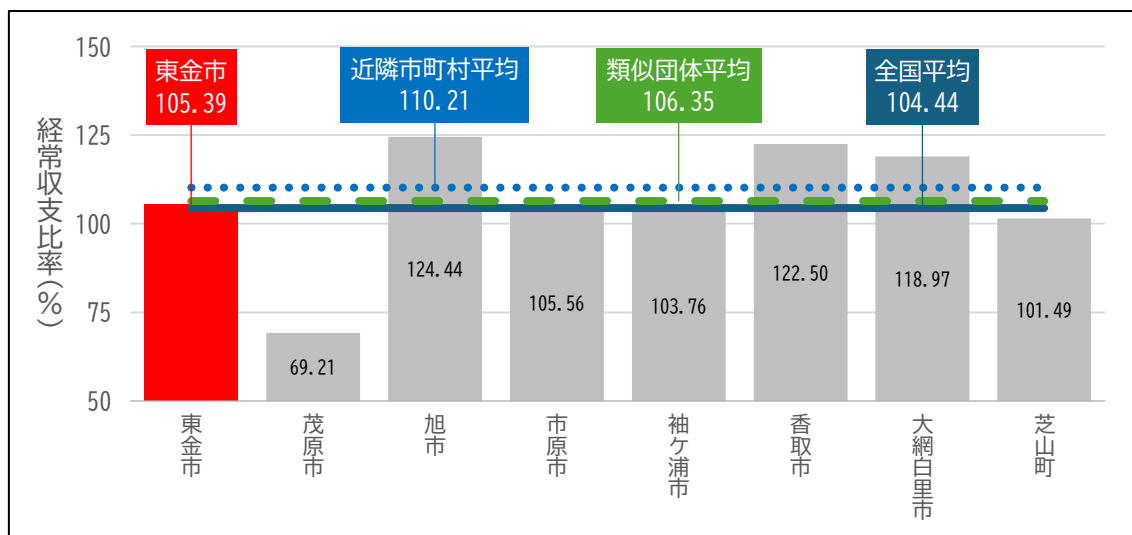


図 2.11 経常収支比率【農業集落排水】



(3) 累積欠損金比率

① 【指標の算定式】

$$\text{累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

② 【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

③ 【分析の考え方】

事業を継続的に運営するために、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。

分析に当たっての留意点は、下記のとおりです。

- 0%の場合

現在までは黒字で事業活動を行うことができます。ただし、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。

- 0%以外の場合

複数年にわたり事業活動の結果が赤字の状態であり、資金繰り悪化の可能性があります。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

④ 【本市の状況】

令和6年度までに赤字決算はなく、公共下水道、農業集落排水ともに累積欠損金は発生していません。

ただし、人口減少に伴い使用料収入は減少してきており、また、昨今の人件費や物価の高騰などにより維持管理費が増加しているため、将来的な収支状況の悪化に向けた対策が必要です。

图 2.12 累積欠損金比率【公共下水道】

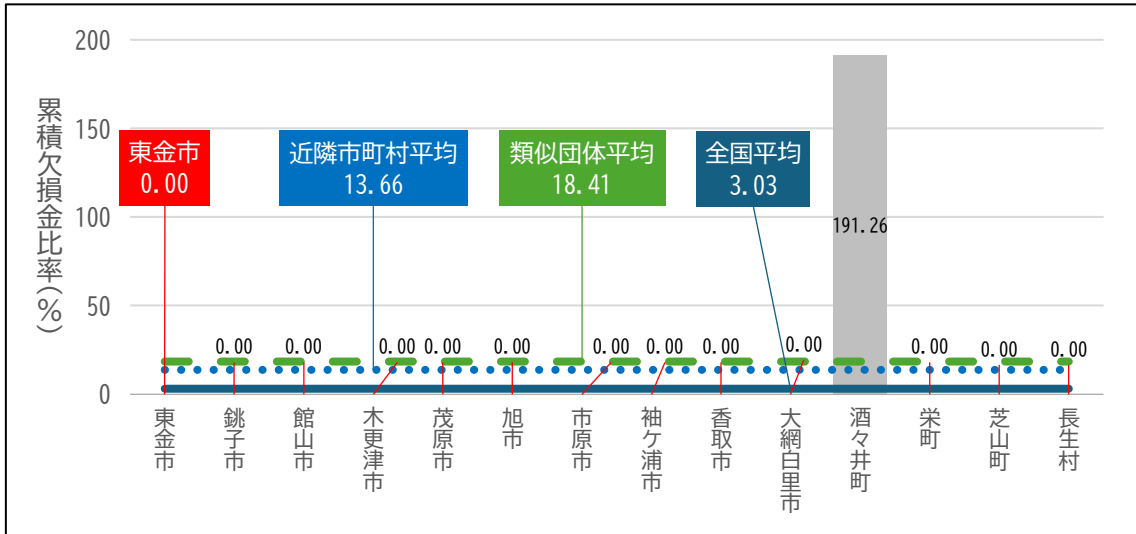
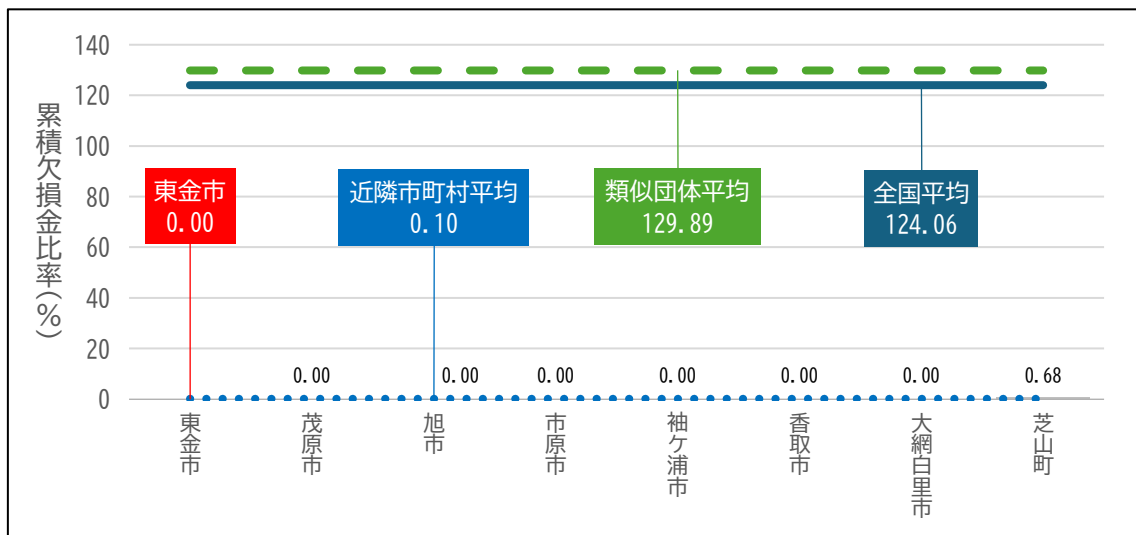


图 2.13 累積欠損金比率【農業集落排水】



(4) 流動比率

① 【指標の算定式】

$$\text{流動比率（％）} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

② 【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

③ 【分析の考え方】

1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等の保有状況を示しており、100%以上であることが望まれます。一般的に100%を下回るということは、直近に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

分析に当たっての留意点は、下記のとおりです。

- 100%を上回っている場合

短期的な債務に対して、保有している預金・現金等で賄える状況です。ただし、流動資産が減少傾向にある場合や、一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合、また、万が一の災害など、一時的に高額の出が必要となることが想定される事態への備えについても踏まえた分析が必要です。

- 100%未満の場合

短期的な債務に対して、保有している預金・現金等での支払いが行えない状況です。不渡りなど、資金ショートを起こさないように、資金管理に注意する必要があります。

ただし、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれています。これらの財源について、一般会計繰入金などの措置が見込まれる場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要です。

④ 【本市の状況】

流動比率は、公共下水道が28.13%、農業集落排水が55.70%で、100%を下回っている状況です。また、全国平均及び類似団体平均と比較すると、公共下水道は低い水準にあり、農業集落排水は高い水準にあります。

現在、企業債償還額がピークであることから流動比率が低い状況ですが、今後は減債に伴い急速に改善することが見込まれます。そのため、今後の企業債の借り入れについては、中長期的な企業債償還額と償還財源に着目して、確実に減債されるように管理していきます。

图 2.14 流动比率【公共下水道】

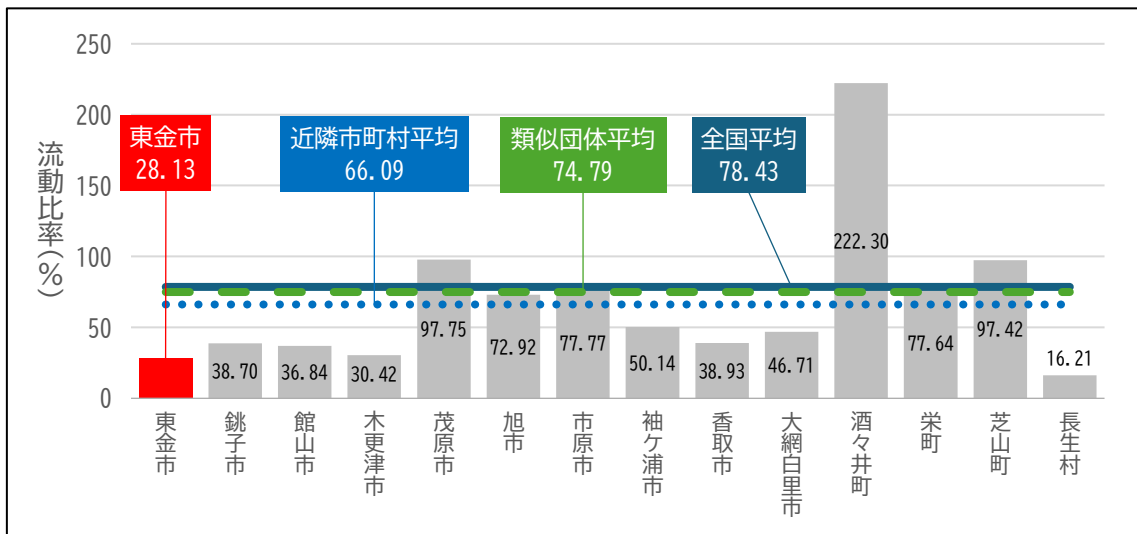
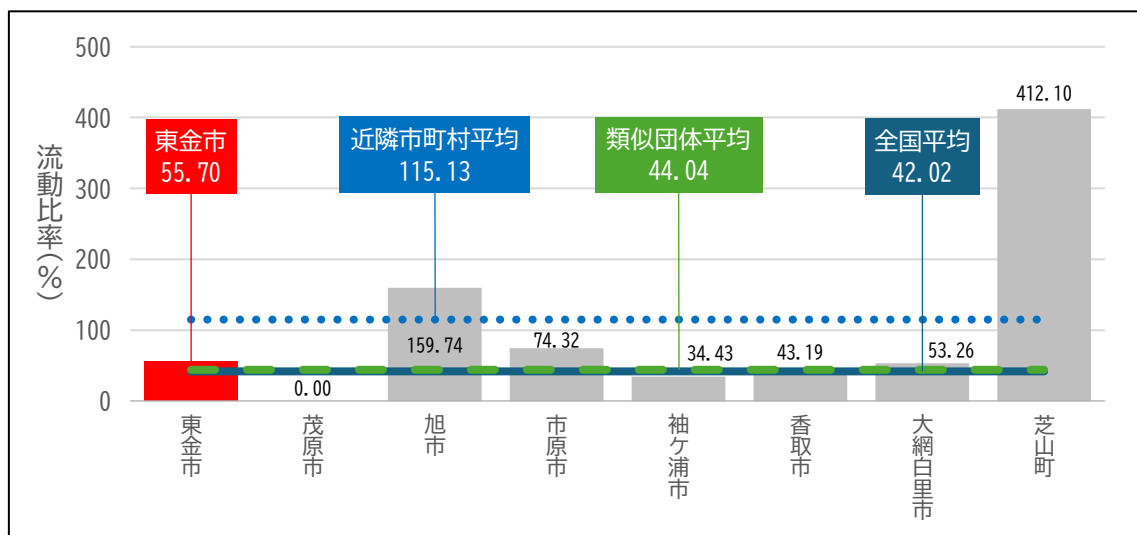


图 2.15 流动比率【農業集落排水】



(5) 企業債残高対事業規模比率

① 【指標の算定式】

$$\text{企業債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

② 【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新投資を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないのではないか、といった観点から分析を行います。

④ 【本市の状況】

企業債残高対事業規模比率は、公共下水道が 0.00%、農業集落排水が 0.00%となっています。

企業債残高が減少するように建設投資額を抑えています。今後、老朽化対策等により建設投資が増加することが見込まれるため、企業債残高、単年度の企業債償還金の水準を踏まえて投資計画等を策定していく必要があります。

图 2.16 企业债残高对事业规模比率【公共下水道】

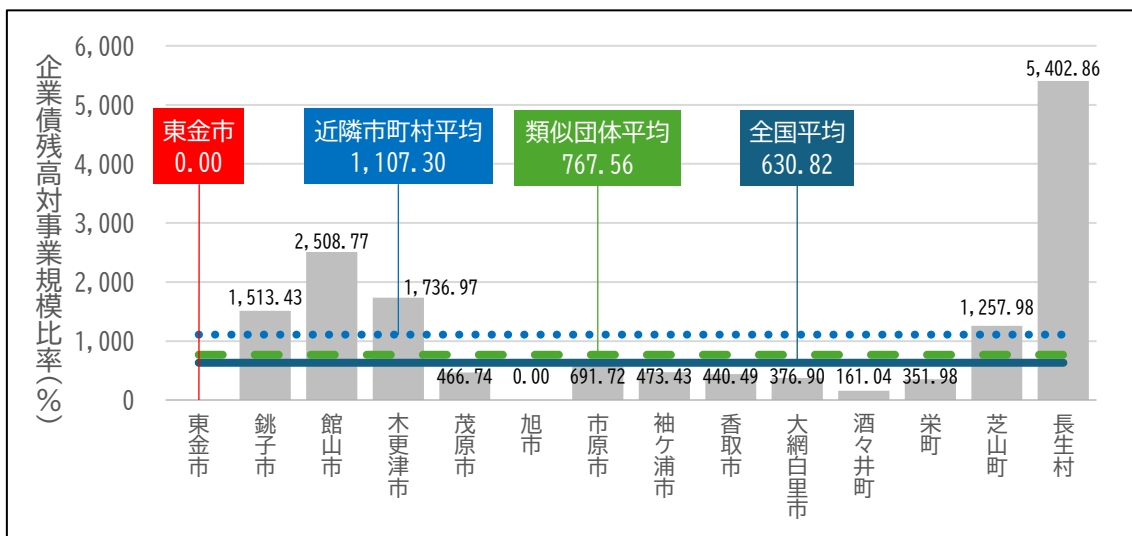
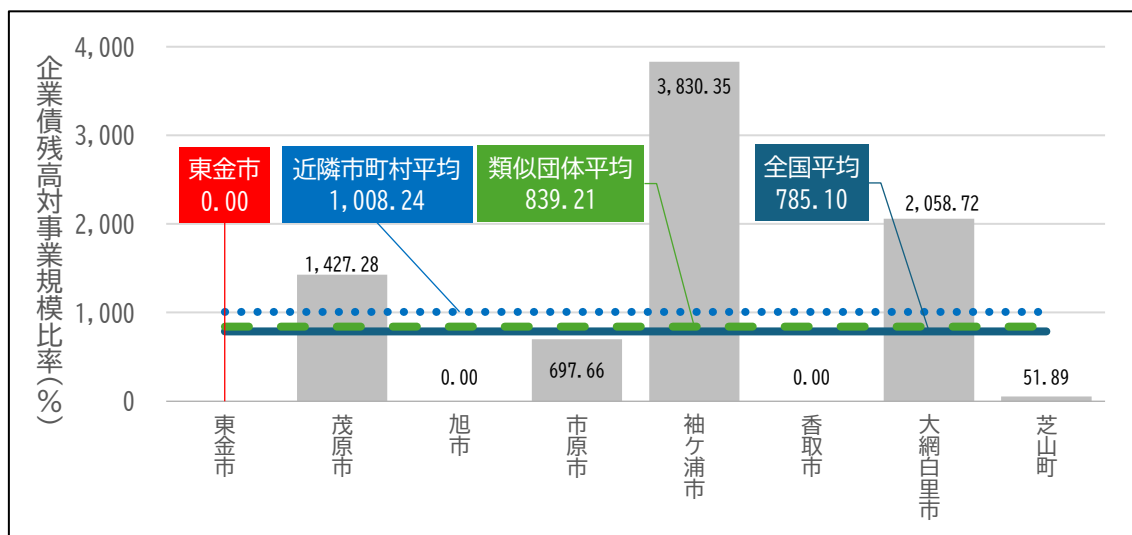


图 2.17 企业债残高对事业规模比率【農業集落排水】



(6) 経費回収率

① 【指標の算定式】

$$\text{経費回収率（\%）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

② 【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、実際にどの程度賄えているかを表した指標です。現在の污水处理費に対して、使用料水準が適切かどうかを評価することが可能です。

③ 【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが望まれます。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用に対して使用料収入が不足していることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要となります。

分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、今後の更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、将来に向けて健全な経営を続けていく観点からも分析する必要があります。

④ 【本市の状況】

経費回収率は、公共下水道が 99.77%、農業集落排水が 68.06%で、100%を下回っている状況です。また、公共下水道は、全国平均と比較すると同水準、類似団体平均と比較すると高い水準にあります。農業集落排水は、全国平均及び類似団体平均と比較すると高い水準にあります。

現在の使用料は、公共下水道が平成 22 年度に改定し、農業集落排水が平成 28 年度に公共下水道と同じ料金体系にしてから 10 年が経過しています。また、昨今の人口減少により使用料収入が減少し、人件費や物価の高騰により維持管理費が増加しており、令和 3 年度以降において 100%を下回っている状況です。

対策として、農業集落排水は、事業の効率化、污水处理原価の低減等を図るために、公共下水道に順次接続していく予定です。接続による削減効果等を踏まえて、適正な経費回収率の水準となるように、使用料改定を検討していく必要があります。

図 2.18 経費回収率【公共下水道】

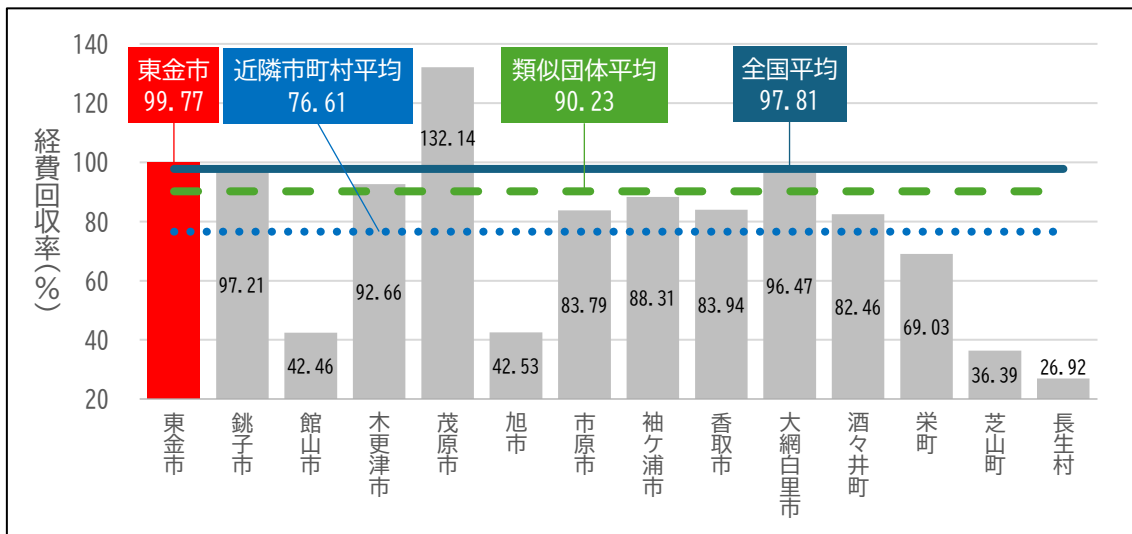
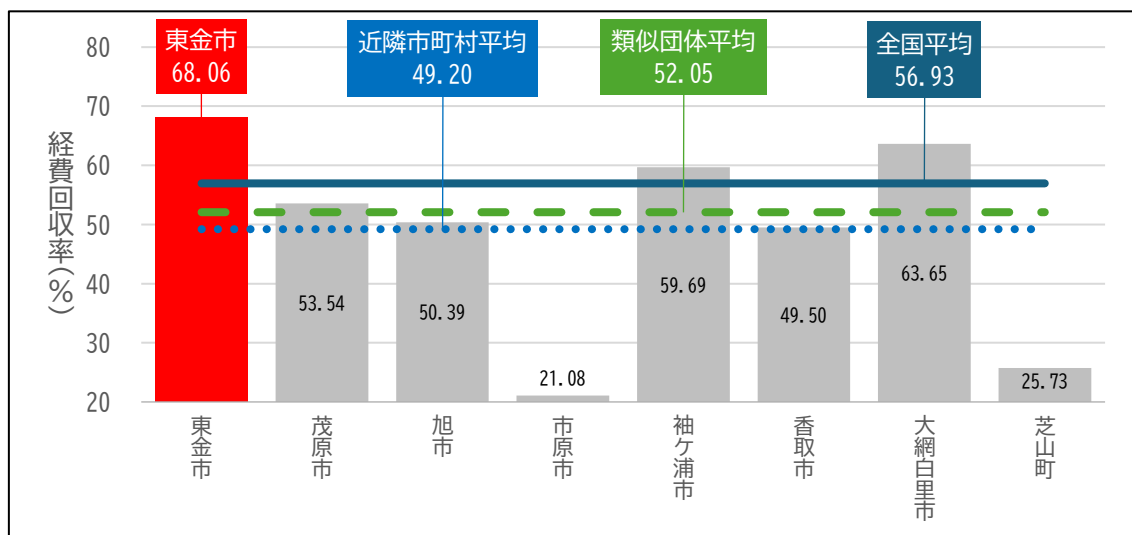


図 2.19 経費回収率【農業集落排水】



(7) 汚水処理原価

① 【指標の算定式】

$$\text{汚水処理原価 (円)} = \frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

② 【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、事業を継続して運営していくために、使用料単価より低くなっていることが望まれます。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。

なお、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上により有収水量を増加させる取り組みといった経営対策が必要です。

④ 【本市の状況】

汚水処理原価は、公共下水道が 150.99 円/m³、農業集落排水が 207.49 円/m³となっています。また、公共下水道は、全国平均と比較すると高い水準、類似団体平均と比較すると低い水準にあります。農業集落排水は、全国平均及び類似団体平均と比較すると低い水準にあります。

本市は、単独公共下水道で事業を実施しており、公共下水道と農業集落排水ともに処理場を有しています。処理場を有している事業体は、施設管理費に加え、水処理に要する電気料金、污泥処理に要する処分費等の影響で、処理場を有していない流域関連公共下水道の事業体よりも汚水処理原価が高くなる傾向がありますが、本市では、公共下水道と農業集落排水ともに類似団体平均より低い水準となっており、施設の包括的な維持管理委託の実施等による費用削減策により一定の効果を得られています。

農業集落排水の公共下水道への接続や、下水污泥の最適な処理方法等を検討し、汚水処理原価の低減に努めていきます。

图 2.20 污水处理原価【公共下水道】

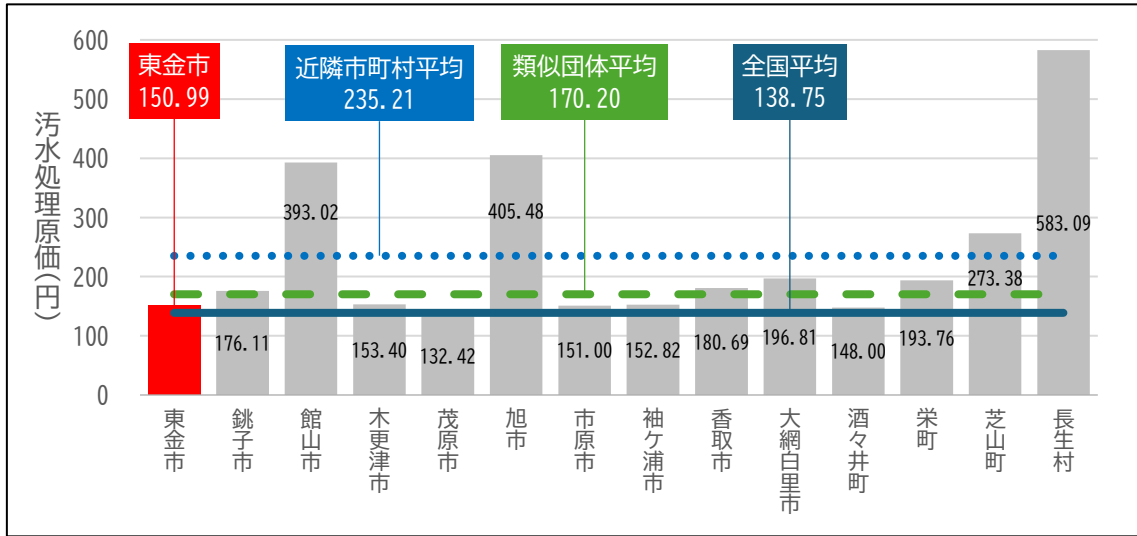
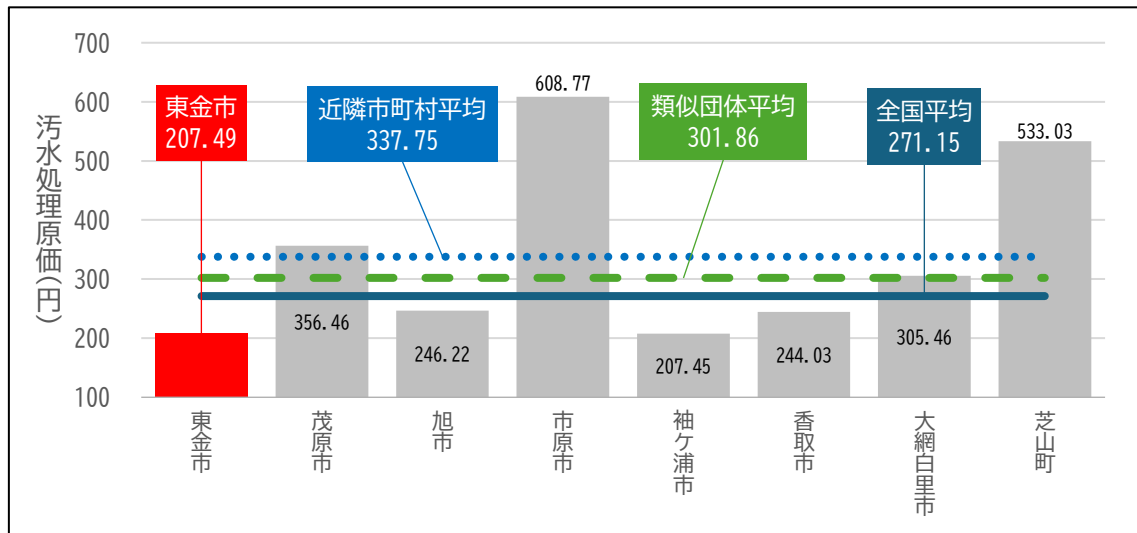


图 2.21 污水处理原価【農業集落排水】



(8) 施設利用率

① 【指標の算定式】

$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

② 【指標の意味】

終末処理場の施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断するための指標です。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。

経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要となります。

分析に当たっての留意点としては、1日の汚水処理量の平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられます。

数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、ダウンサイジングや近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を実現することが望まれます。

④ 【本市の状況】

施設利用率は、公共下水道が 60.27%、農業集落排水が 45.75%となっています。また、全国平均及び類似団体平均と比較すると同水準にあります。

今後は、農業集落排水の公共下水道への接続工事による効果を確認しながら、将来的な処理水量のトレンドを踏まえて、施設・設備の改築時にはダウンサイジングなどの検討が必要となります。

図 2.22 施設利用率【公共下水道】

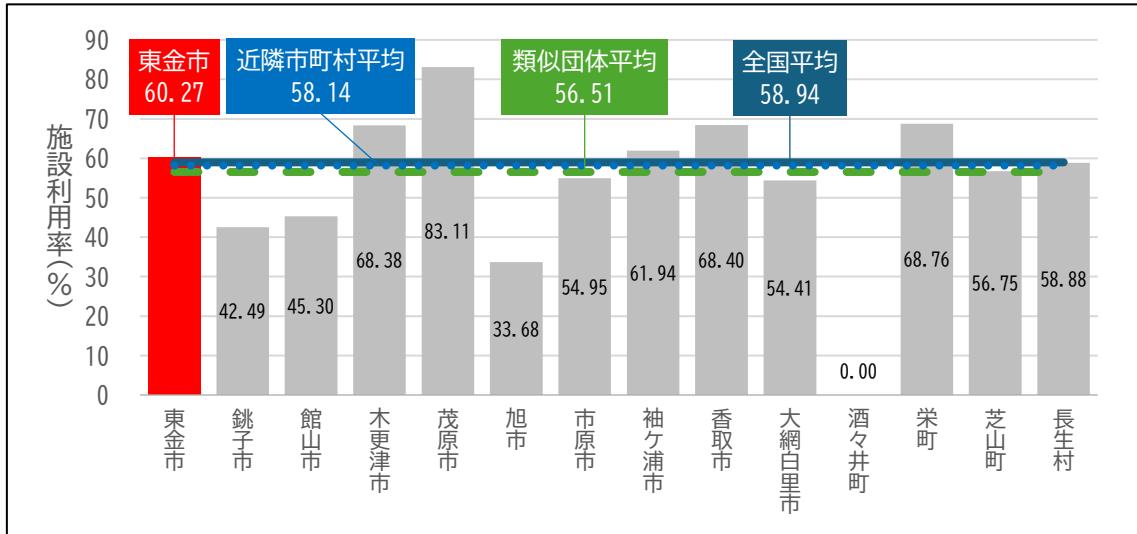
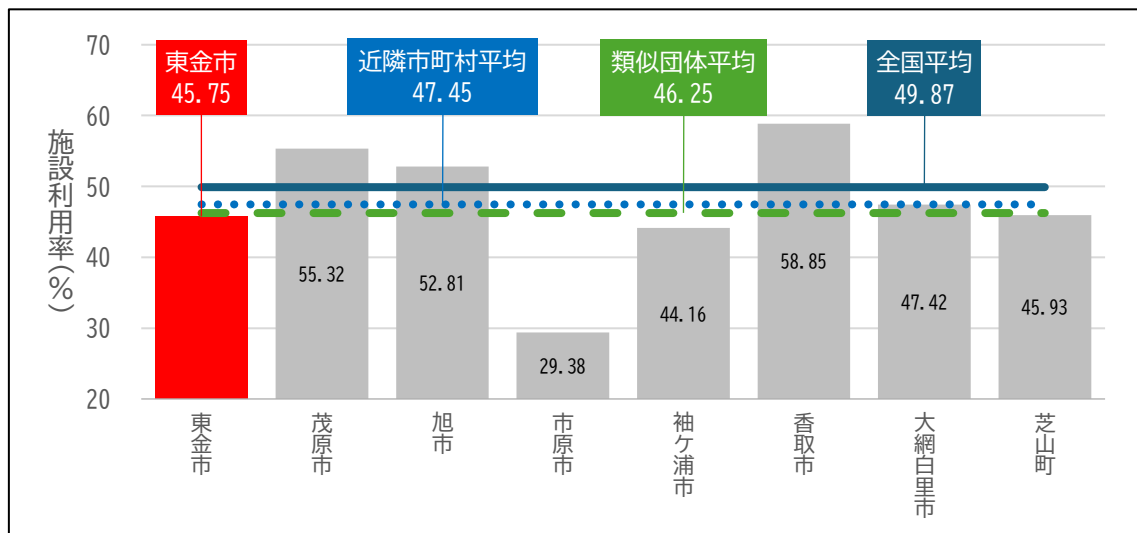


図 2.23 施設利用率【農業集落排水】



(9) 水洗化率

① 【指標の算定式】

$$\text{水洗化率（％）} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

② 【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

③ 【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や、使用料収入の確保といった観点から、100%となっていることが望ましいです。

一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、計画に即した使用料収入の確保を図るため、水洗化率向上の取り組みが必要です。

④ 【本市の状況】

水洗化率は、公共下水道が92.65%、農業集落排水が85.77%となっています。また、全国平均及び類似団体平均と比較すると同水準にあります。

公共下水道は、直近5か年で年間0.06%から0.55%程度の増加傾向、農業集落排水は、直近5か年で年間0.71%から2.05%程度の増加傾向となっています。

水洗化率の向上は、使用料収入の増加にも繋がりますので、今後も引き続き、水洗化の普及促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

图 2.24 水洗化率【公共下水道】

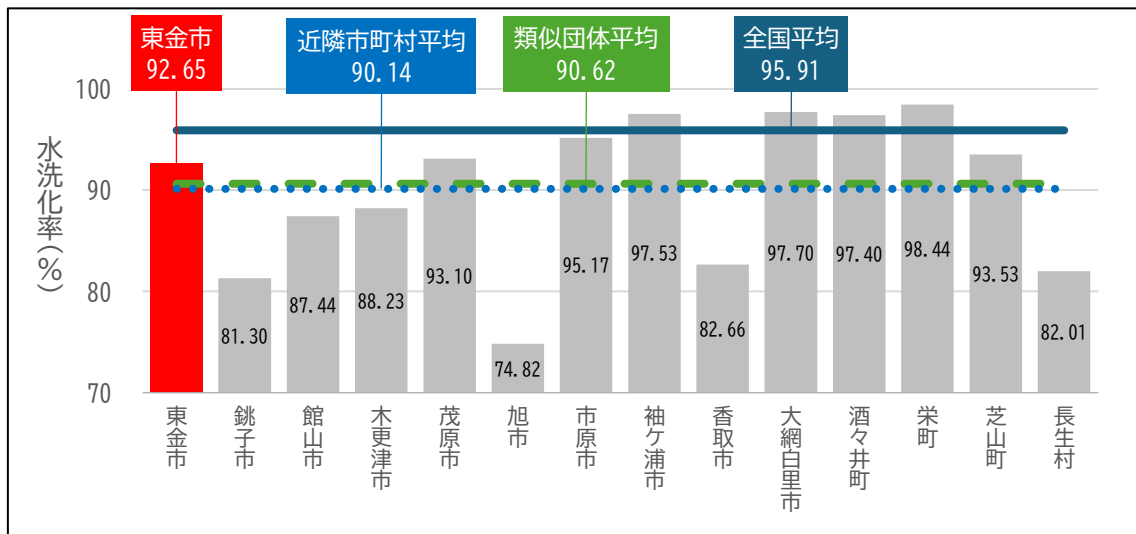
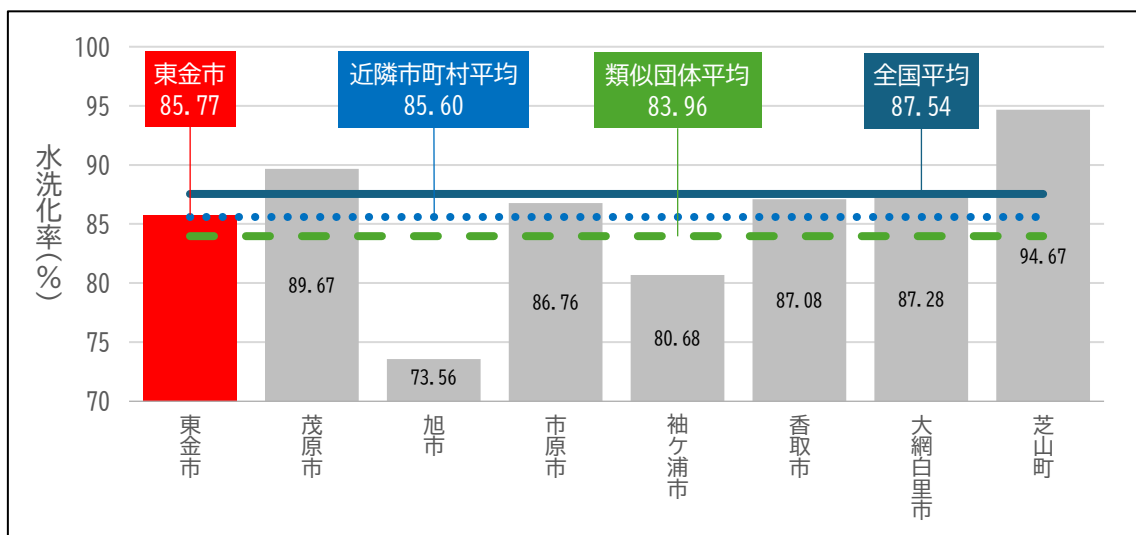


图 2.25 水洗化率【農業集落排水】



(10) 有形固定資産減価償却率

① 【指標の算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率（％）} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

② 【指標の意味】

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析します。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえて分析する必要があり、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要です。

④ 【本市の状況】

有形固定資産減価償却率は、公共下水道が 23.08%、農業集落排水が 16.62%となっています。また、公共下水道は、全国平均と比較すると低い水準、類似団体平均と比較すると同水準にあります。農業集落排水は、全国平均及び類似団体平均と比較すると低い水準にあります。

これは、地方公営企業法適用時点（令和 2 年度）で、既設の施設・設備の時点評価額を取得価額として残存耐用年数で減価償却を開始しているため、資産管理開始からの経過年数が短く、取得価額に対して減価償却累計額が小さいためです。

图 2.26 有形固定資産減価償却率【公共下水道】

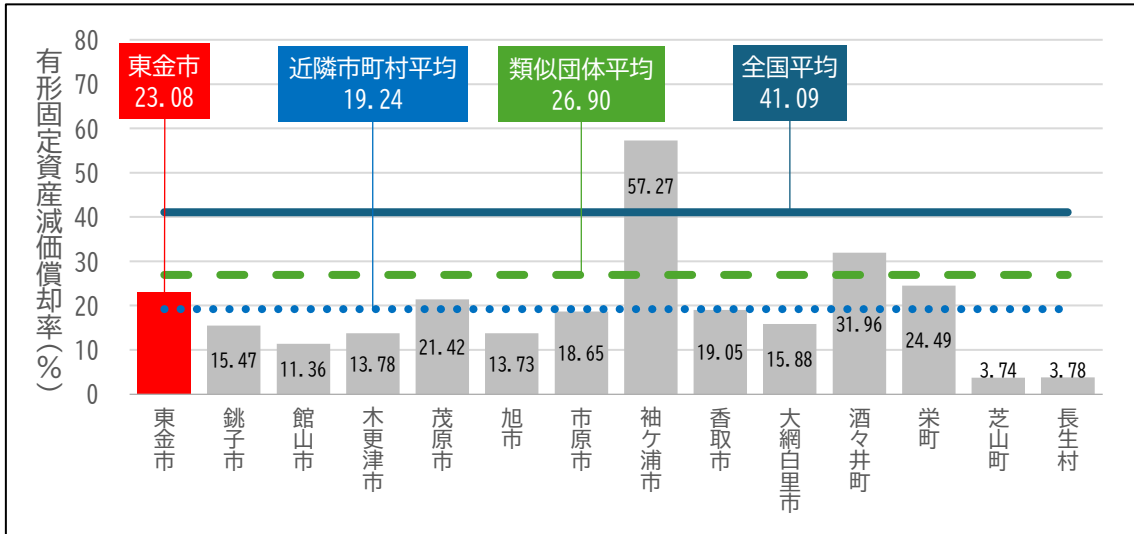
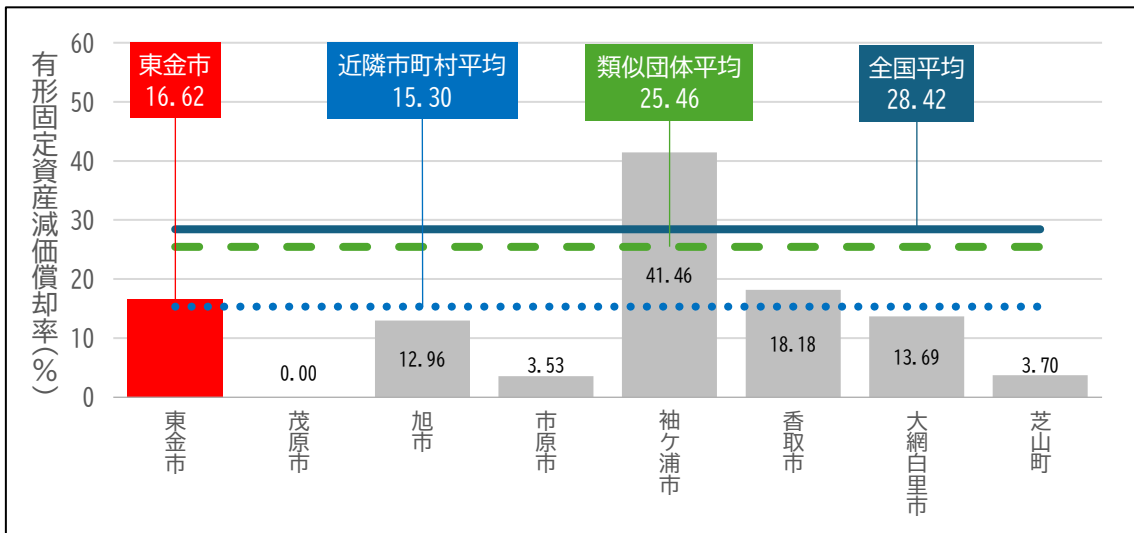


图 2.27 有形固定資産減価償却率【農業集落排水】



(11) 管渠老朽化率

① 【指標の算定式】

$$\text{管渠老朽化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

② 【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により、自団体の置かれている状況について、耐震性や今後の更新投資の見直しを含めて把握・分析します。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。

数値が低い場合であっても、将来的に耐用年数に達することで、改築・更新時期を迎えるため、設備の回復・予防保全のための修繕等を行い、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があり、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、投資財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要であります。

④ 【本市の状況】

管渠老朽化率は、公共下水道、農業集落排水ともに 0.00%となっています。

これは、本市の下水道事業は昭和 59 年度の供用開始であることから、標準耐用年数(50 年)を超過する管渠が無いからです。

現在、国土交通省が示すストックマネジメントの考えに基づき事業を推進しています。ストックマネジメントでは、適切な維持管理による施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減による施設管理の最適化を目的としています。本指標を踏まえつつ、ストックマネジメント計画に準じて、適切に老朽化した施設の対策を実施していきます。

图 2.28 管渠老朽化率【公共下水道】

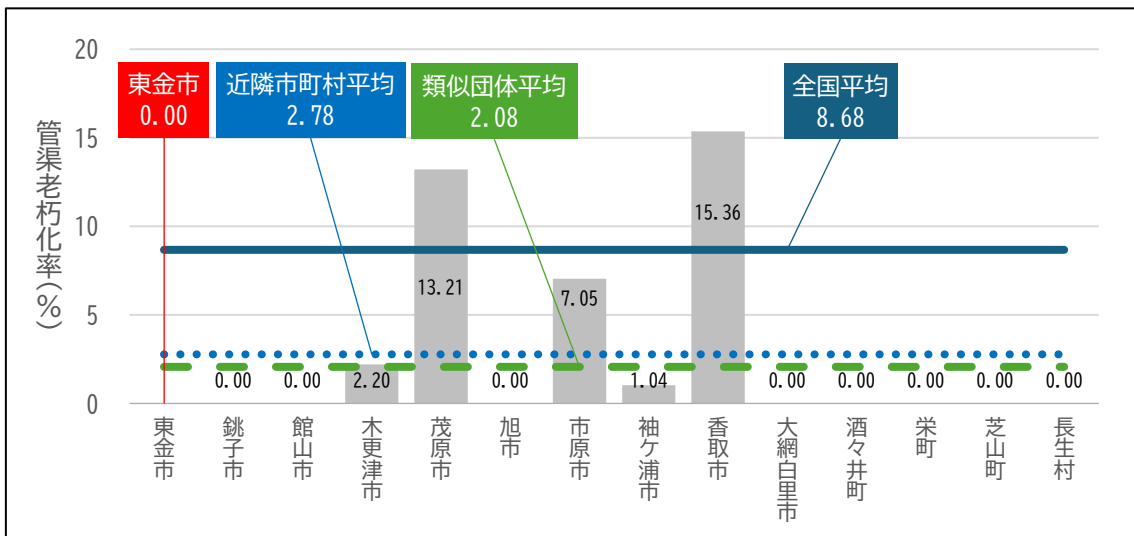
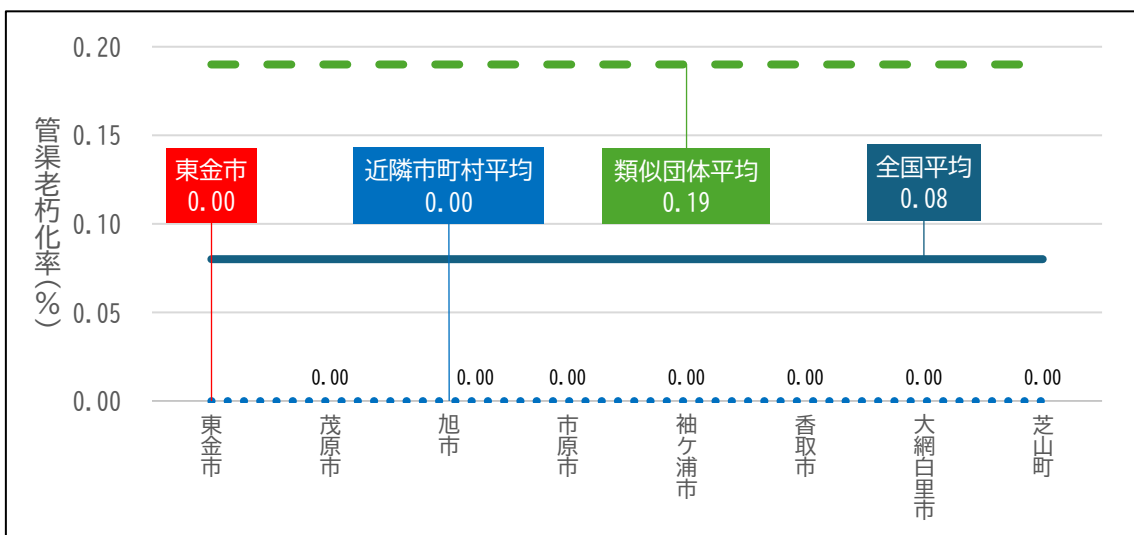


图 2.29 管渠老朽化率【農業集落排水】



(12) 管渠改善率

① 【指標の算定式】

$$\text{管渠改善率 (\%)} = \frac{\text{改善 (更新・改良・修繕) 管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

② 【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

③ 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、仮に数値が2%とした場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含めて判断します。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があり、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、投資財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要です。

④ 【本市の状況】

管渠改善率は、公共下水道、農業集落排水ともに0.00%となっています。

これは、ストックマネジメント計画に従って事業を進めていますが、管渠の総延長に対して、改善を要する管渠延長が短いためです。

今後もストックマネジメント計画に準じて、施設管理の最適化を継続していきます。

図 2.30 管渠改善率【公共下水道】

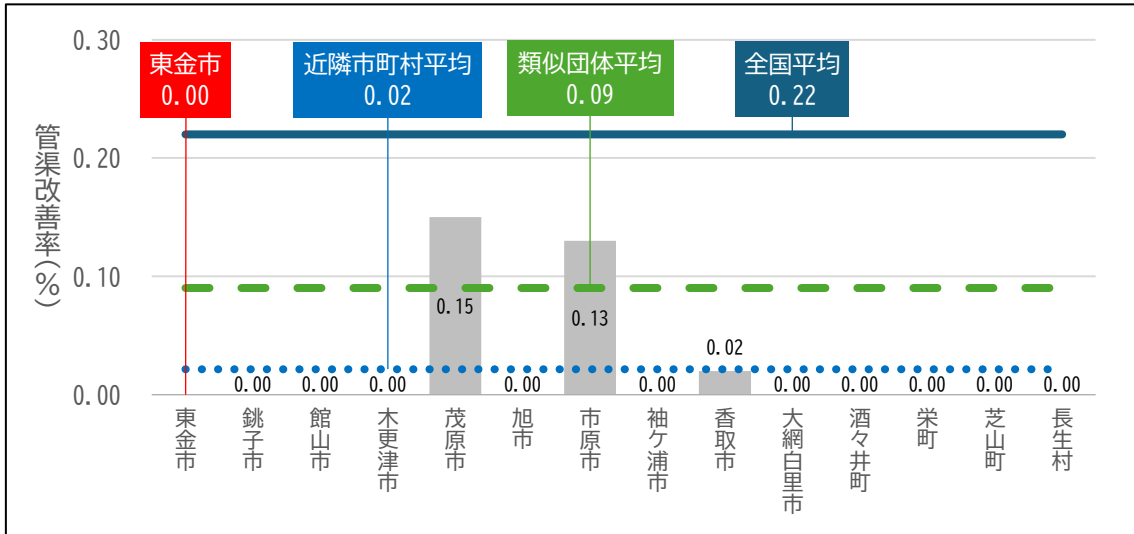
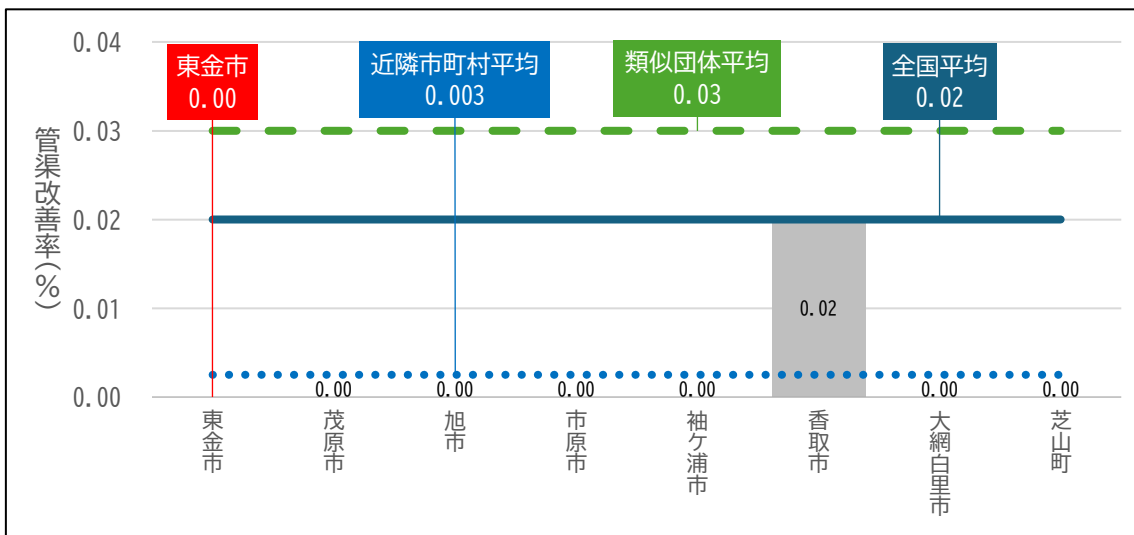


図 2.31 管渠改善率【農業集落排水】



(13) その他の指標

① 下水道人口普及率

下水道人口普及率は、公共下水道が 42.32%、農業集落排水が 6.86%となっています。また、近隣市町村平均と比較すると公共下水道、農業集落排水ともに同水準にあります。

図 2.32 下水道人口普及率【公共下水道】

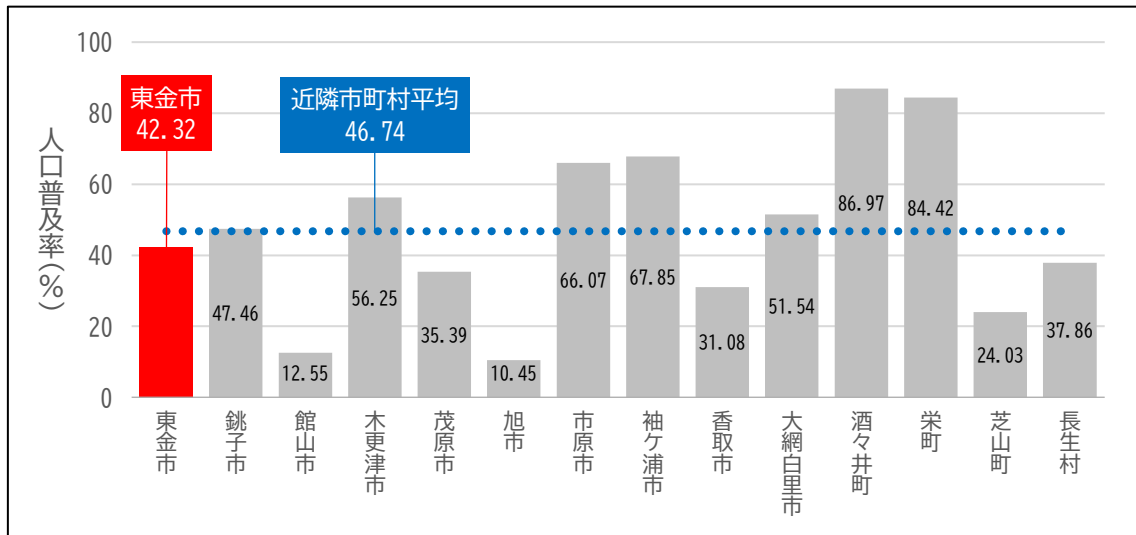
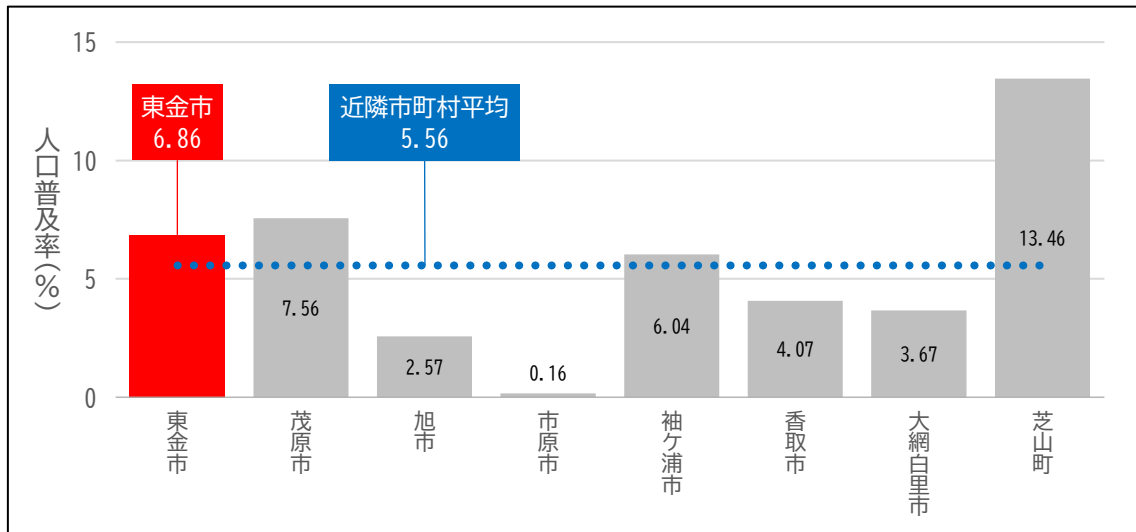


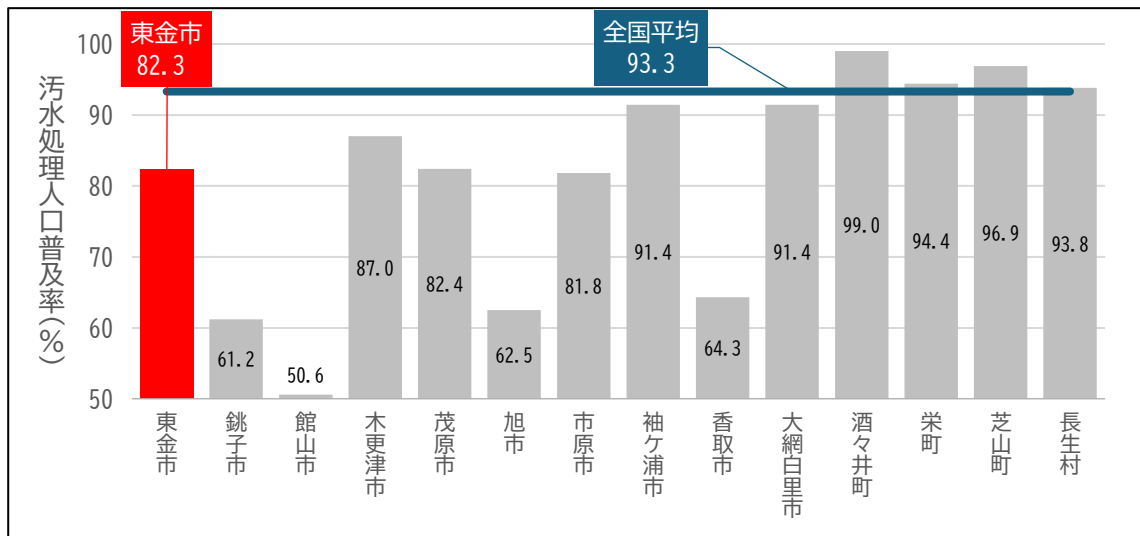
図 2.33 下水道人口普及率【農業集落排水】



② 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、82.3%となっています。全国平均と比較して低い水準にあります。

図 2.34 汚水処理人口普及率



※ 本市の汚水処理人口普及率の内訳は下記のとおりです。
公共下水道=42.32%、農業集落排水=6.86%、合併処理浄化槽=33.12%

③ 有収率

有収率は、公共下水道が 77.62%、農業集落排水が 90.22%となっています。また、近隣市町村平均と比較すると公共下水道、農業集落排水ともに低い水準にあり、不明水の浸入が懸念されます。

不明水を減らすことは、維持管理費のコストダウンにつながります。本市の不明水対策の取り組み状況は、管渠の点検・調査を行い、必要に応じて管渠の改築及び不具合箇所の修繕により浸入水の防止対策を行っています。

図 2.35 有収率【公共下水道】

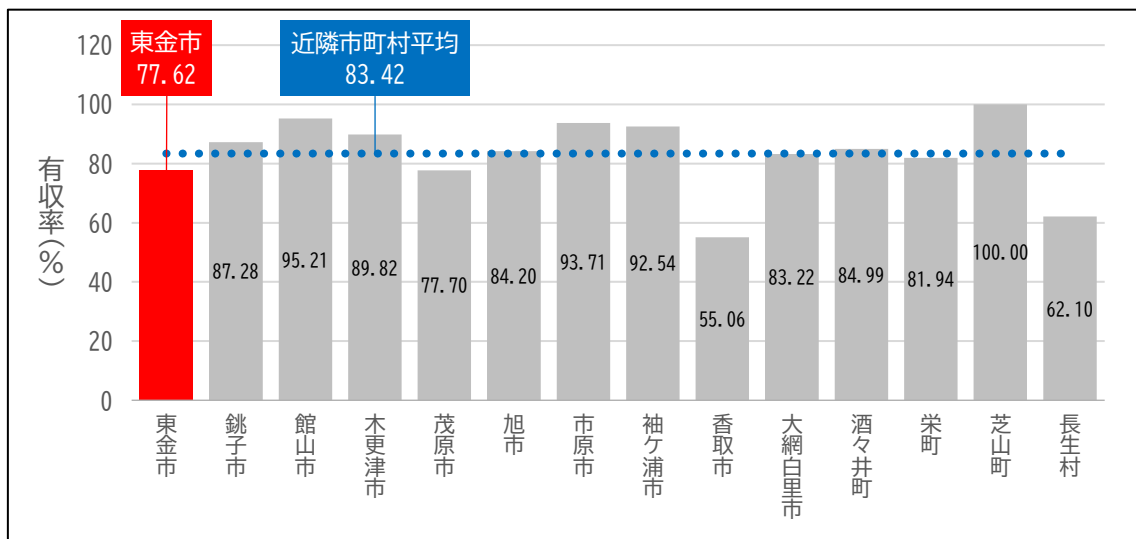
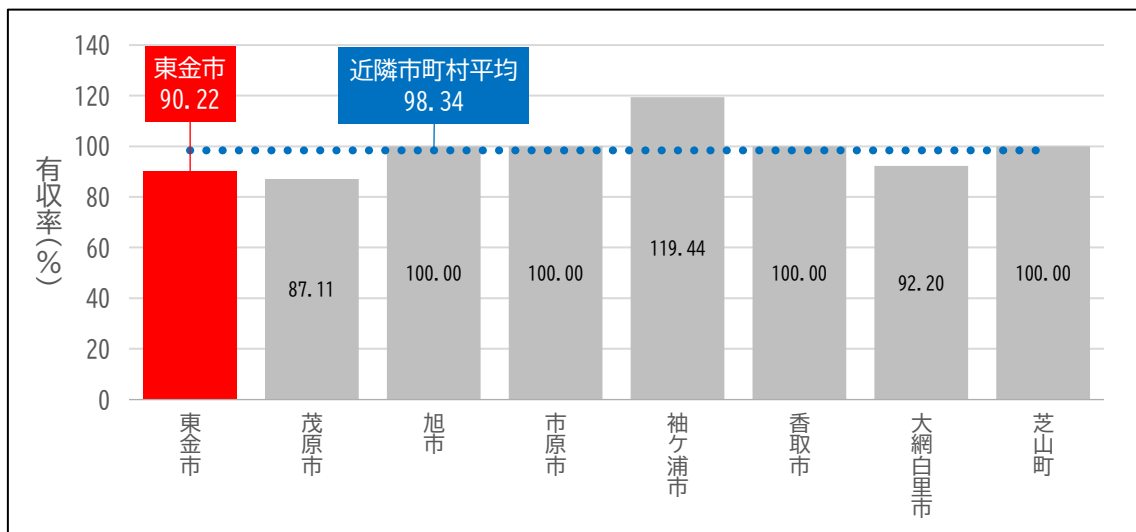


図 2.36 有収率【農業集落排水】



④ 1か月20 m³当たり家庭料金(円・消費税込)

1か月20 m³当たり家庭料金は、2,714円となっています。また、近隣市町村平均と比較すると公共下水道は同水準、農業集落排水は低い水準にあります。汚水私費の原則を踏まえた適正な使用料の検討が必要となります。

図 2.37 1か月20 m³当たり家庭料金(円・消費税込)【公共下水道】

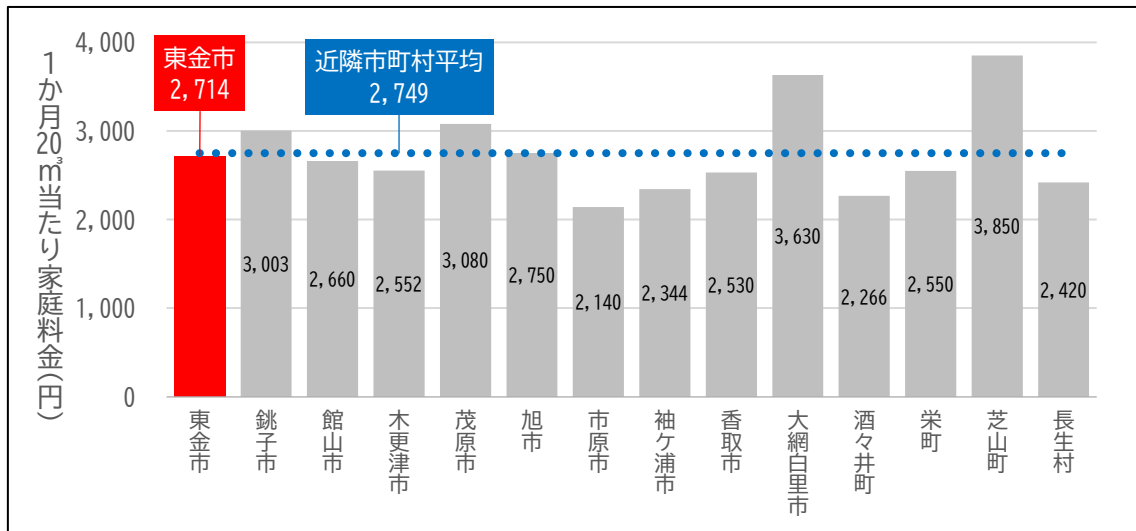
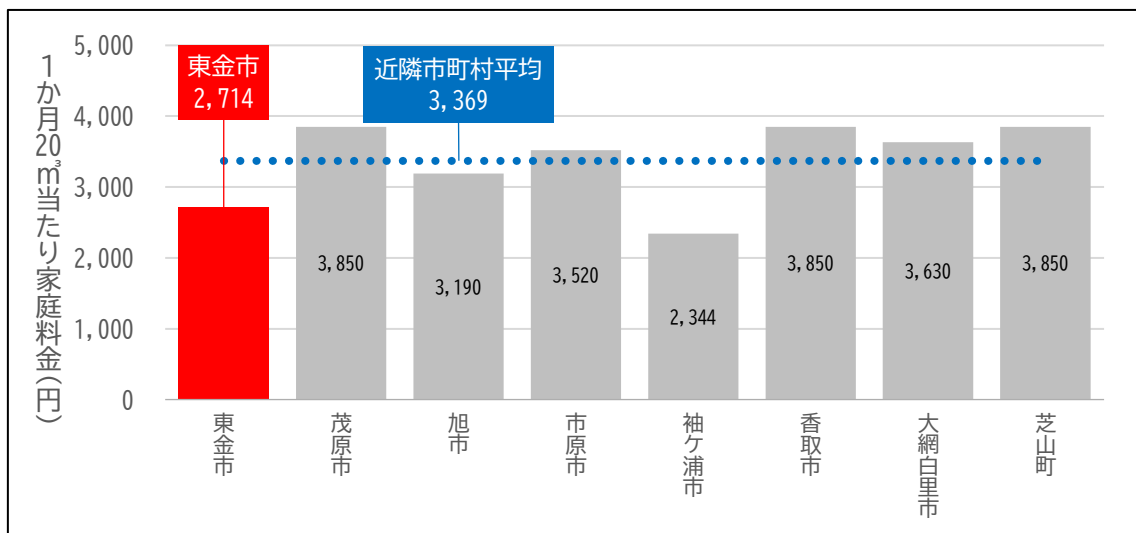


図 2.38 1か月20 m³当たり家庭料金(円・消費税込)【農業集落排水】



第3章. 将来の事業環境

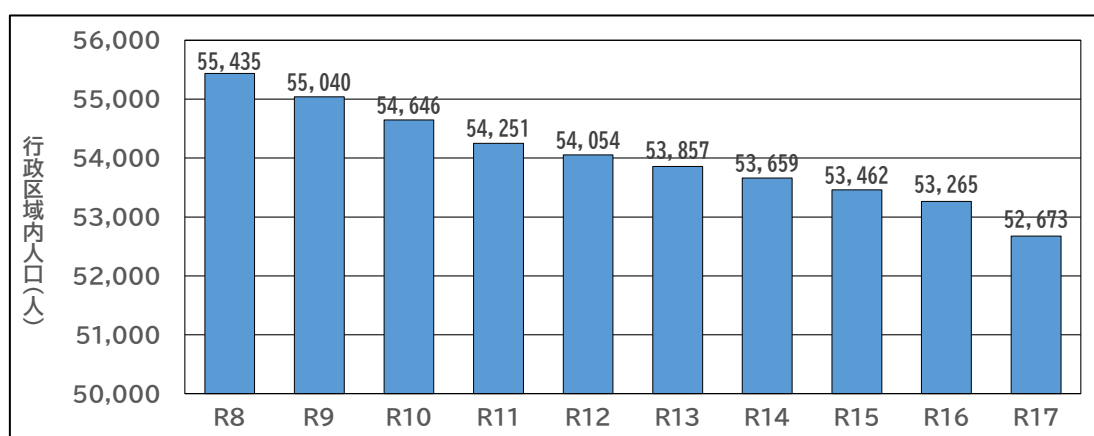
3-1 人口

(1) 行政区域内人口

行政区域内人口は、「東金市污水適正処理構想における想定人口（令和4年度改訂）」をベースに、令和6年度末の実績人口で計画値との差を補正しています。

行政区域内人口は減少傾向であり、令和8年度の55,435人に対して、令和17年度には2,762人(5.0%)減少し、52,673人になる見込みです。

図 3.1 行政区域内人口の見込み

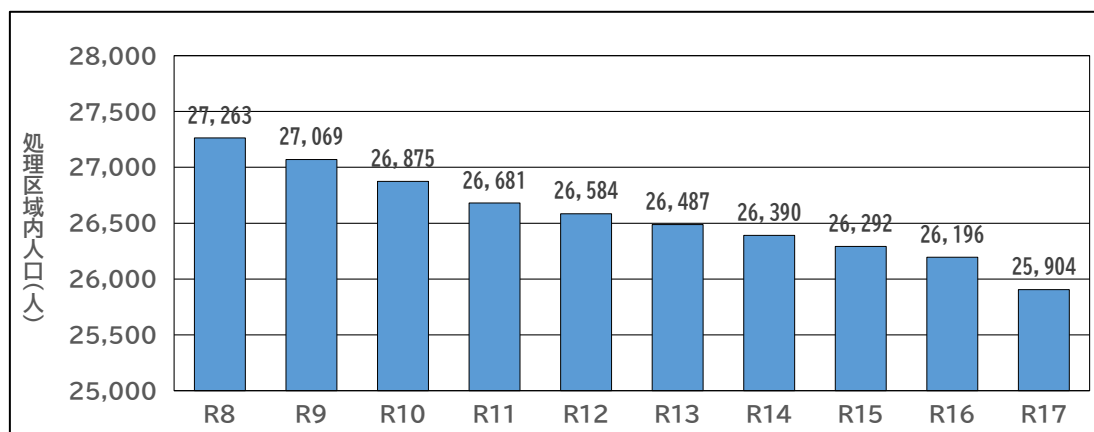


(2) 処理区域内人口

処理区域内人口は、令和6年度の公共下水道及び農業集落排水の人口普及率を、行政区域内人口に乗じて、各年度の処理区域内人口を算定しています。

処理区域内人口は減少傾向であり、公共下水道と農業集落排水の合計で、令和8年度の27,263人に対して、令和17年度には1,359人(5.0%)減少し、25,904人になる見込みです。

図 3.2 処理区域内人口の見込み

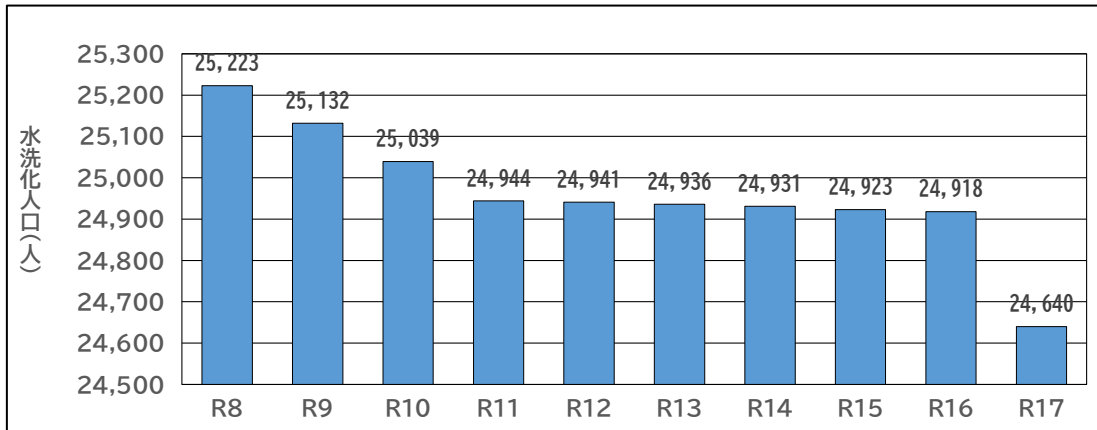


(3) 水洗化人口

水洗化人口は、「東金市生活排水処理基本計画（令和 7 年度～令和 16 年度）」に掲げる公共下水道及び農業集落排水の水洗化率の目標値を、処理区域内人口に乗じて、各年度の水洗化人口を算定しています。

水洗化人口は減少傾向であり、公共下水道と農業集落排水の合計で、令和 8 年度の 25,223 人に対して、令和 17 年度には 583 人(2.3%)減少し、24,640 人になる見込みです。

図 3.3 水洗化人口の見込み



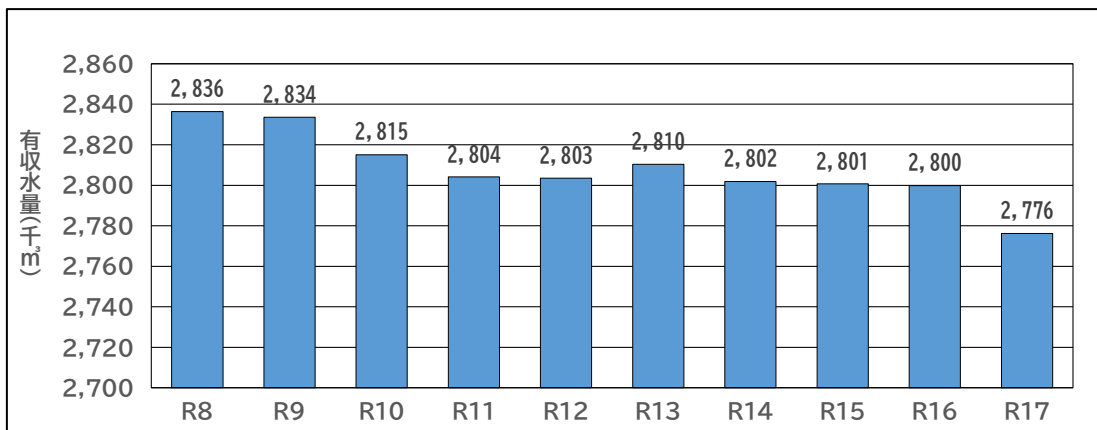
3-2 有収水量

有収水量は、令和 6 年度の有収水量と水洗化人口の実績値より算定した有収水量原単位※を、水洗化人口に乗じて、各年度の有収水量を算定しています。

有収水量は減少傾向であり、公共下水道と農業集落排水の合計で、令和 8 年度の約 2,836 千³㎡/年に対して、令和 17 年度には約 60 千³㎡/年(2.1%)減少し、約 2,776 千³㎡/年になる見込みです。

※有収水量原単位(L/(人・日))=有収水量(千³㎡/年)÷水洗化人口(人)÷年間日数(日/年)÷1,000

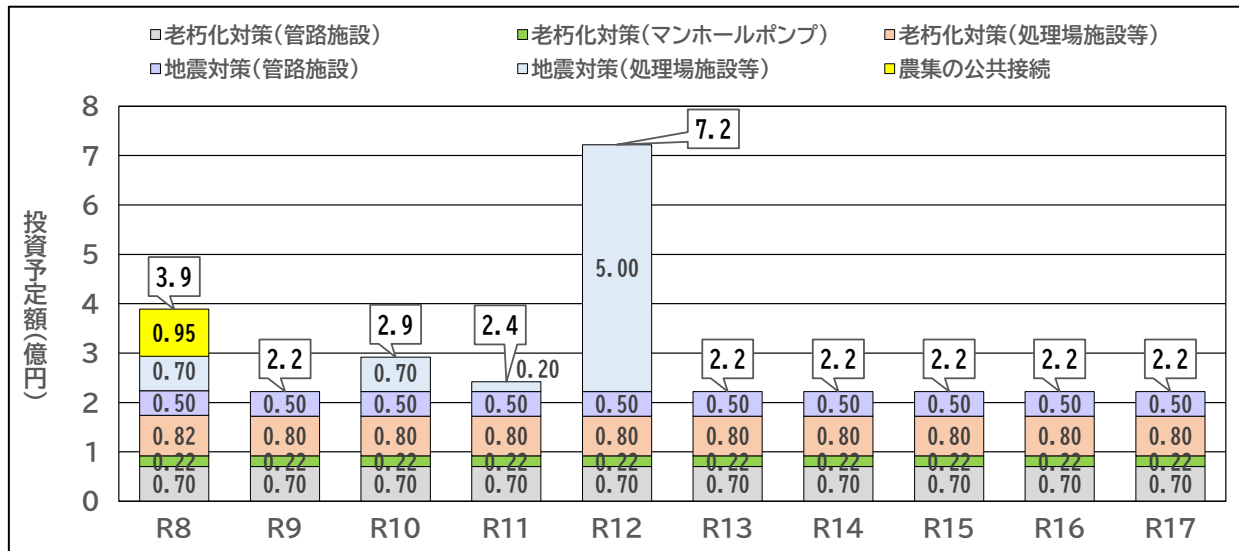
図 3.4 有収水量の見込み



3-3 施設の見通し

下水道事業における「老朽化対策」、「地震対策」及び「農業集落排水の公共下水道への接続」に関わる投資予定額は以下のとおりです。

図 3.5 本市の投資予定額



(1) 老朽化対策

① 管路施設

ストックマネジメント計画に基づいて管路施設の点検・調査を行い、その結果を基に改築事業を行います。今後、年間約 7,000 万円（設計委託費込み）の投資を見込んでいます。

なお、汚水管渠の改築は、令和 9 年度以降はウォーター PPP の導入決定済であることが交付金の交付要件となっています。本市では令和 11 年度を目途にウォーター PPP の導入を目指します。

② 処理場施設等

ストックマネジメント計画に基づいて処理場施設等の改築事業を行います。

改築事業は、マンホールポンプの設備更新（公共下水道＝年間約 2,000 万円、農業集落排水＝年間約 200 万円）、処理場施設の更新（年間約 8,000 万円）の投資を見込んでいます。

(2) 地震対策

① 管路施設

管路施設の耐震化計画に基づき約 25km の管路施設（管渠・マンホール）の耐震診断を行い、45 年間で耐震化する予定です。令和 8 年度～令和 11 年度で約 3.2km（800m/年）、令和 12 年度以降は年間約 550m の耐震化を目指して、年間 5,000 万円の投資を見込んでいます。

② 処理場施設等

処理場施設等の耐震診断結果を基に、次表に示す耐震化費用を見込んでいます。

表 3.1 処理場施設等の耐震化費用

項目	R8	R9	R10	R11	R12
耐震設計(千円)	70,000				
管理棟(千円)			70,000		
沈砂池ポンプ棟(千円)				20,000	
機械棟(千円)					500,000

(3) 農業集落排水の公共下水道への接続

農業集落排水の上谷地区及び嶺南・正気西部地区については、令和 8 年度より公共下水道へ接続されます。また、松之郷地区は、令和 9 年度から公共下水道に接続する予定です。松之郷地区の接続工事費として、令和 8 年度に 9,500 万円の投資を見込んでいます。

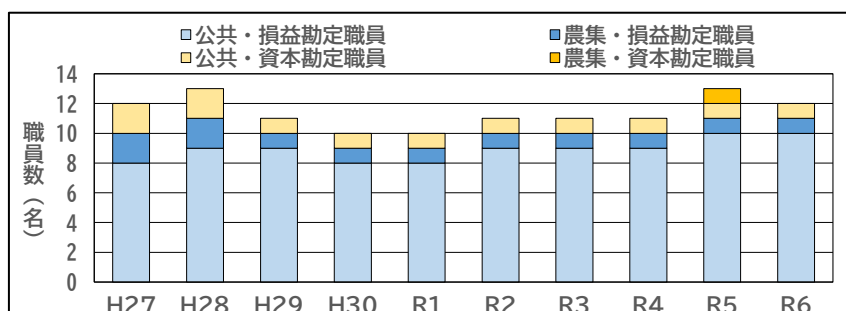
なお、福岡地区は、適正な維持管理を行いながら、施設の老朽化状況に応じて修繕・更新を行うとともに、東金市浄化センターや近隣市町の施設への接続についても検討していきます。

3-4 組織の見通し

下水道事業職員は、平成 27 年度の 12 名から増減しながら、令和 6 年度も 12 名となっています。維持管理に従事する損益勘定職員数は 10 名から 11 名に増員していますが、建設改良に従事する資本勘定職員は 2 名から 1 名に減少しています。

今後は、施設・設備の老朽化が進み、改築・更新事業の業務量の増加が懸念されるため、これを担う資本勘定職員の配置が求められてきます。

図 3.6 職員数の推移



第4章. 経営の基本方針

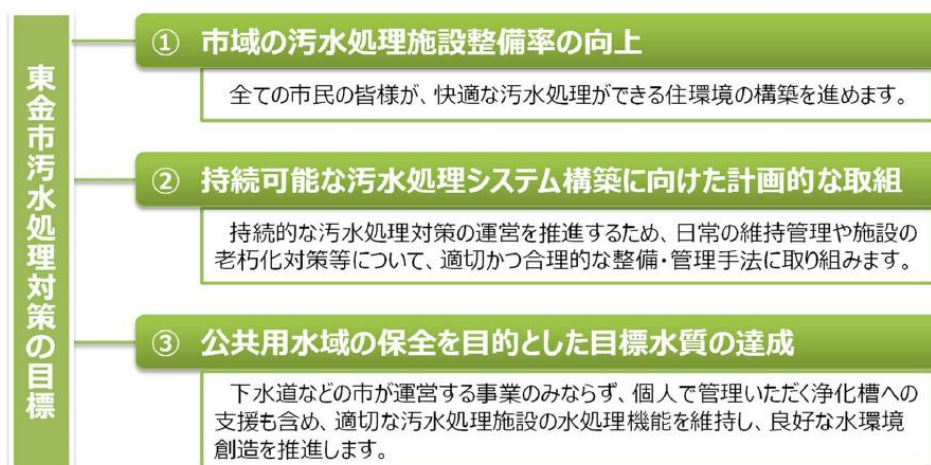
本市では、人口減少など急激に変化していく社会経済情勢や汚水処理施設の早期の概成を求め、国の要請を踏まえ、千葉県とも連携を図りながら、本市の実情と地域特性にあった「東金市汚水適正処理構想」を平成27年度に策定し、令和4年度に見直しを行っています。

本市の汚水処理事業では、表4.1に示す4つの課題があるため、短期目標と長期目標を定め、具体的な対策を実施します。

表 4.1 下水道事業の課題

課 題	内 容
①汚水処理施設整備の推進	<p>汚水処理施設整備（人口普及率）の伸び悩みの一方で、未処理区域が広範であることから、人口減少、高齢化社会における集合処理への効率的な投資が求められています。</p> <p>現状の下水道計画区域及び農業集落排水区域外については、浄化槽処理促進区域であるため、合併処理浄化槽の普及を推進します。</p>
②汚水処理施設の老朽化	<p>処理場をはじめ、ポンプ場、管渠の改築更新が必要な公共下水道と、施設の耐用年数を考慮した総合的な統廃合の検討が必要な農業集落排水の現状を踏まえた上で、早急な対応が求められています。</p>
③安全・安心への備え	<p>大規模地震等に備えた施設の耐震化の他、内水ハザードマップや事業継続計画（BCP）の更新など、ハード・ソフト両面からの対策が必要となります。</p>
④維持管理コストの増大	<p>汚水処理システム全体を俯瞰的に捉え、使用料収入に見合った「ヒト、モノ、カネ」を相互に関連付けたマネジメントの取り組みをしていく必要があります。</p>

図 4.1 汚水処理対策の目標



(1) 短期目標

- ① 経済性指標及び定性的指標により個別処理が有利と評価した区域については、合併処理浄化槽の普及促進に向けて注力します。
- ② 下水道事業（公共下水道・農業集落排水）の未接続家屋に対し、文書・訪問による接続の依頼など、水洗化普及活動を計画的に行います。
- ③ 汚水処理施設の長寿命化対策を引き続き実施するとともに、ポンプ場の効率的な改築更新、農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に向けた設計・施工等、コスト縮減に重点をおいた事業を推進します。
- ④ 大規模地震等に備えた施設の耐震化の他、内水ハザードマップや事業継続計画（BCP）の必要に応じた更新など、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。
- ⑤ 汚泥処理の処理単価が高騰しているため、コスト縮減を前提に、汚泥処理方法の見直し及び汚泥の再資源化に取り組みます。また、処理場施設等に対する包括的民間委託では、補修や更新の性能発注も含めた一体発注によるコスト縮減を検討します。

(2) 長期目標

- ① 公共下水道の計画区域のうち、未整備となっている3地区（田間第2地区約23.4ha、台方地区約59ha、砂郷地区約24ha）の整備は、個別処理と優位性を比較検討しながら推進します。
- ② 持続可能な汚水処理システムの構築に向け、人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した浄化センターの規模の適正化や、公共下水道への農業集落排水処理施設（福岡地区）の統合等の事業間連携等に取り組みます。
- ③ 管路施設の耐震化計画に基づき約25kmの管路施設（管渠・マンホール）の耐震診断を行い、45年間で耐震化を推進します。

図 4.2 水洗化率と汚水処理人口普及率の目標

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化率	公共下水道	93.45%	93.73%	94.02%	94.30%	94.59%	94.87%	95.16%	95.44%	95.73%	96.01%
	農業集落排水	86.78%	87.36%	87.93%	88.51%	89.08%	89.66%	90.23%	90.81%	91.38%	91.76%
汚水処理人口普及率		79.69%	80.71%	81.73%	82.77%	83.81%	85.27%	86.34%	87.41%	88.49%	—

第5章. 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画について示します。

下水道事業全体と公共下水道及び農業集落排水の収益的収支と資本的収支の見通しは、63 ページ以降の表に示します。

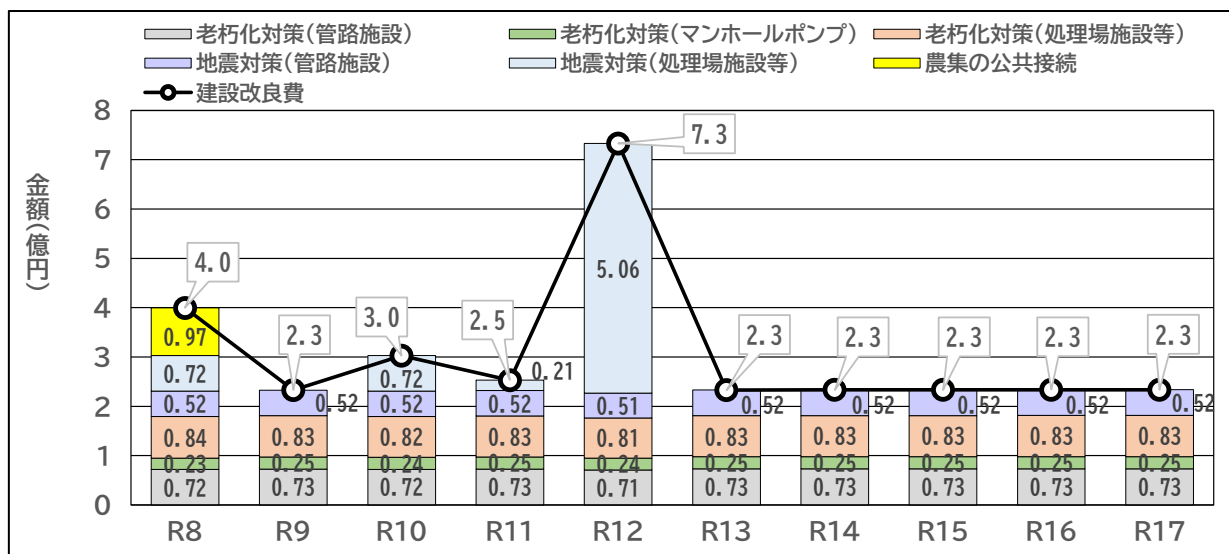
5-1 収支計画のうち投資についての説明

(1) 建設改良費

建設改良費は、各施策の投資予定額（p 44 図 3.5）に人件費等の間接費を含めた費用で、減価償却費や長期前受金戻入の算定に用います。

建設改良費は、最も少ない年で約 2.3 億円から最も多い年で約 7.3 億円を見込んでいます。主要な施策では、老朽化対策が年間約 1.8 億円、地震対策が年間約 0.5 億円から約 5.6 億円となります。

図 5.1 経営戦略期間中の建設改良費



(2) 企業債償還金及び企業債利息

将来借入れる企業債の借入条件は、次の条件としてシミュレーションしています。

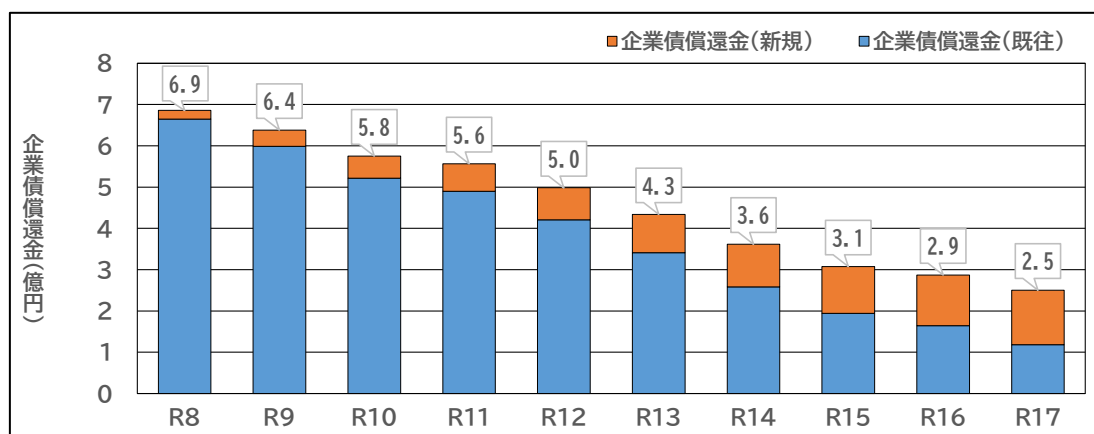
表 5.1 企業債元利償還額の算定条件

項目	建設改良債	資本費平準化債
償還方法	元利均等	元利均等
借入期間	30年	15年
据え置き	なし	なし
利息	2.1%	2.0%

事業開始から40年以上が経過しており、企業債償還金は減少傾向となっています。令和8年度の約6.9億円に対して、令和17年度までに約4.4億円減少し、約2.5億円になる見込みです。

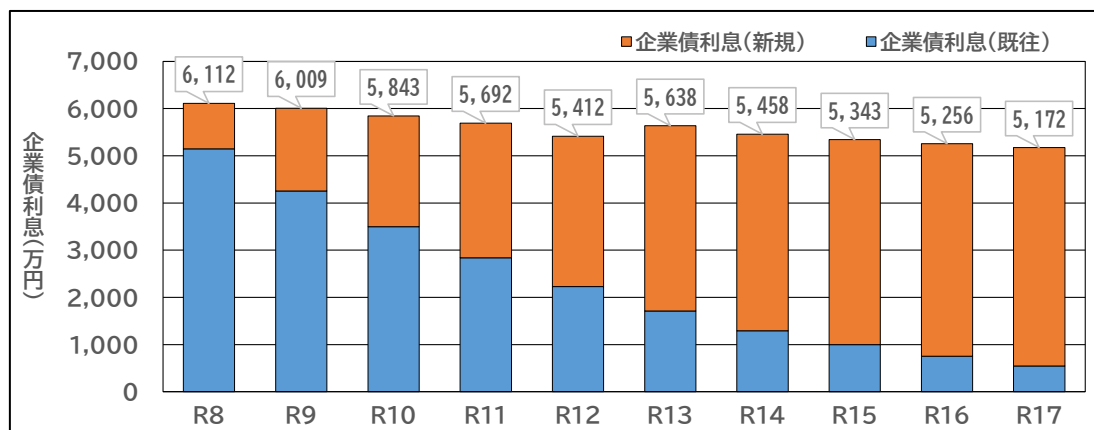
実際の借入に当たっては、利率や内部留保資金とのバランスを見ながら、資本費平準化債の活用等により投資財源の最適化・平準化を行うとともに、企業債償還金が増加しないように管理していきます。

図 5.2 企業債償還金の将来推計



企業債利息は、令和8年度の約6,112万円に対して、令和17年度までに約940万円減少し、約5,172万円になる見込みです。

図 5.3 企業債利息の将来推計



(3) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

千葉県が主導する「汚水処理広域化・共同化計画」に積極的に参画して、事業の効率化に努めていきます。

また、農業集落排水は、令和8年度より上谷地区及び嶺南・正気西部地区を公共下水道に接続し、令和9年度より松之郷地区を接続することで、東金市浄化センターにおいて水処理から污泥処理まで一括して行う予定です。

また、福岡地区については、施設の耐用年数を考慮したうえで、東金市浄化センターや近隣市町の施設への接続についても検討します。

なお、施設利用率を高めるため、接続工事による効果を確認しながら、ストックマネジメント計画に基づき、施設・設備の改築時にダウンサイジングなどの検討を行います。

② 投資の平準化に関する事項

今後、老朽化対策が主たる事業になります。現在、老朽化対策は、「東金市下水道ストックマネジメント計画」に基づき実施しています。

ストックマネジメントは、施設・設備の維持管理と更新を一体的に捉えて、投資の平準化とライフサイクルコストの最小化を目標としています。今後もストックマネジメント計画に基づき、施設・設備の老朽化の状況を考慮しつつ、影響度、重要度等を踏まえた効果的な投資を実施していきます。

③ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

現状では包括的民間委託により、施設の運転・管理に関して民間活力の活用を行っています。

施設・設備の老朽化が進んでいる中で、施設の更新工事等に関しても、管理・更新一体マネジメント方式であるウォーターPPP等を活用して長期間・包括的に安定した運営を行っています。

なお、汚水管渠の改築は、令和9年度以降はウォーターPPPの導入決定済であることが交付金の交付要件となっています。本市では令和11年度を目途にウォーターPPPの導入を目指します。

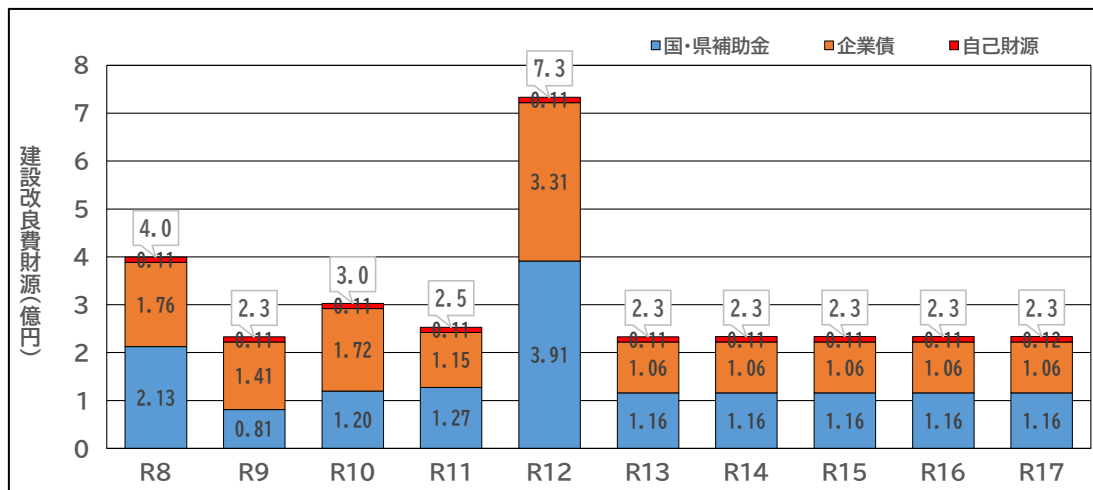
5-2 収支計画のうち財源についての説明

(1) 建設改良費の財源

建設改良費の主たる財源は、企業債及び国・県補助金であり、事業内容に応じて、現行の制度のもと算定して計上しています。

- 企業債の新規借入は各年度 44%～61%を占め、約 1.1 億円から約 3.3 億円の見込みです。
- 国・県補助金は各年度 35%～53%を占め、約 0.8 億円から約 3.9 億円の見込みです。

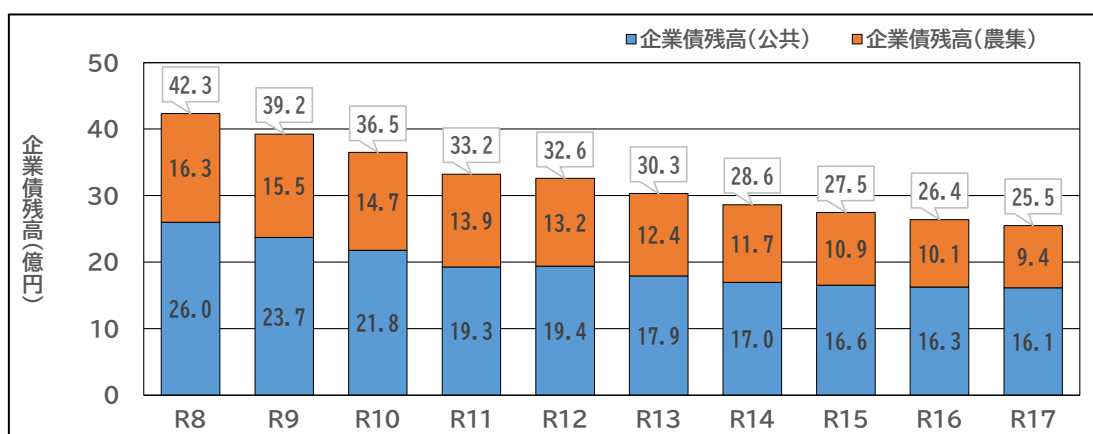
図 5.4 建設改良費の財源の見込み



企業債残高は、新規借入の金額が企業債償還額より小さいため、減少していく見込みです。

令和 8 年度の約 42.3 億円に対して、令和 17 年度までに約 16.8 億円減少し、約 25.5 億円になる見込みです。

図 5.5 企業債残高の見込み



※端数処理により内訳と合計に差が生じています。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

① 使用料の見直しに関する事項

今後、人口減少等による使用料の減少が見込まれていますが、事業を運営するために必要な経費等は、物価上昇等により増加することが予想されます。

経費回収率、経常収支比率等を指標に、一般会計との公私負担を調整しつつ、適宜、使用料水準の検証の分析を実施し、必要な時期に施設維持費も含めた使用料の見直しを実施していきます。

② 使用料収入の確保に関する事項

使用料収入を確保するため、今後も引き続き、下水道事業（公共下水道・農業集落排水）の未接続家屋に対し、文書・訪問による接続の依頼など、水洗化普及活動を計画的に行っていきます。

また、滞納対策として山武郡市広域水道企業団と協力連携し、滞納世帯に対して文書・訪問による督促や給水停止措置を講じるとともに、無届転居者に対しては、追跡調査を行うなど、徴収対策を実施します。

(再掲) 図 5.6 水洗化率と汚水処理人口普及率の目標

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化率	公共下水道	93.45%	93.73%	94.02%	94.30%	94.59%	94.87%	95.16%	95.44%	95.73%	96.01%
	農業集落排水	86.78%	87.36%	87.93%	88.51%	89.08%	89.66%	90.23%	90.81%	91.38%	91.76%
汚水処理人口普及率		79.69%	80.71%	81.73%	82.77%	83.81%	85.27%	86.34%	87.41%	88.49%	—

③ 資産活用による収入増加の取り組みについて

現状では、具体的な取り組みは計画していません。

今後、運用可能な資産が発生し、費用対効果等が見込まれる取り組みがあれば、民間活力の活用も踏まえて、資産活用による収入増加について検討していきます。

5-3 収支計画のうち投資以外の経費及び収入についての説明

(1) 維持管理費

維持管理費は、公共下水道と農業集落排水の合計で、令和8年度の約4.2億円に対して、令和17年度までに約0.7億円増加し、約4.9億円になる見込みです。

なお、維持管理費の約6割が処理場費となっています。農業集落排水では、令和8年度より上谷地区及び嶺南・正気西部地区を、令和9年度より松之郷地区を公共下水道に接続することで、処理場施設の維持管理費が軽減されます。

図 5.7 維持管理費の見込み（公共下水道）

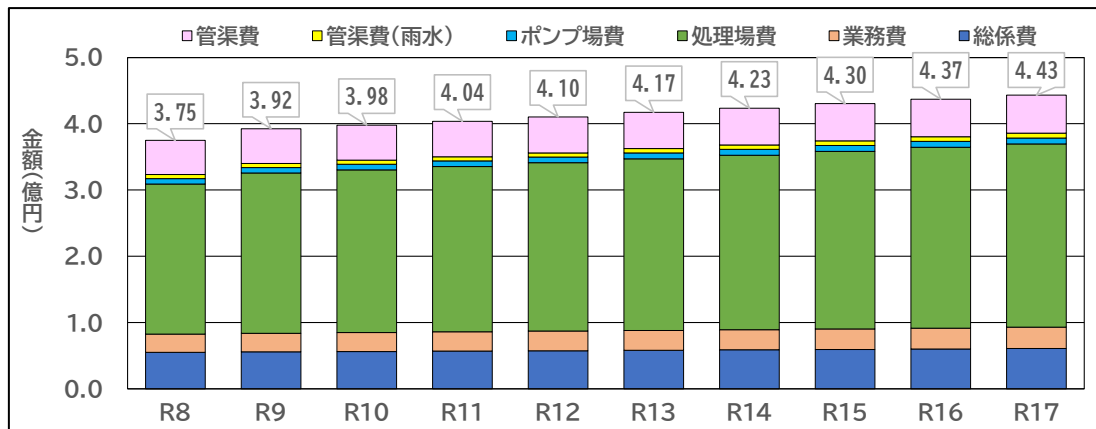
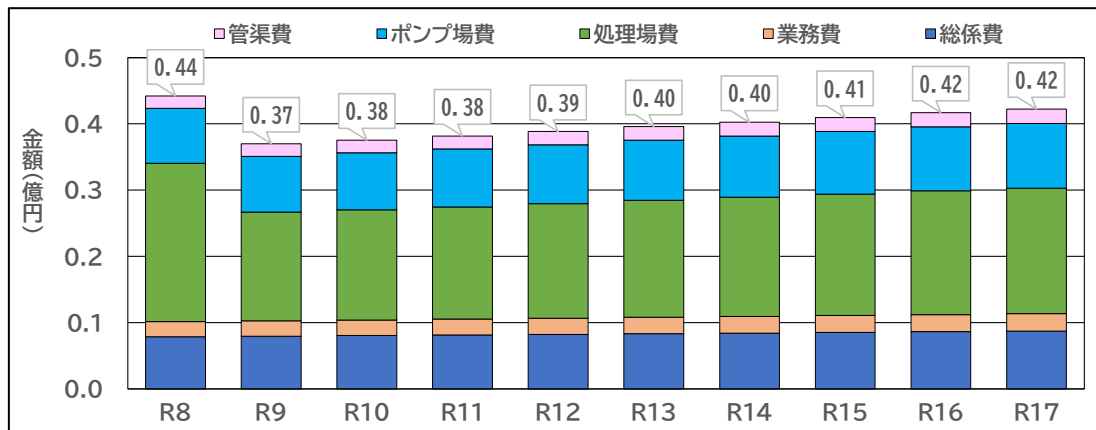


図 5.8 維持管理費の見込み（農業集落排水）



(2) 減価償却費

減価償却費は、過年度取得資産の推計値と将来投資で取得する資産における推計値の合算額です。将来投資での取得資産の算定条件は以下のとおりです。

表 5.2 減価償却算定条件

項目	設定内容
償却方法	定額法
残存価額	有形固定資産：取得価額の10%、無形固定資産：取得価額の0%
償却限度額	有形固定資産：取得価額の5%、無形固定資産：取得価額の0%
耐用年数	次表のとおり

減価償却費の算定に用いる耐用年数は、資産の種別が多岐にわたることから、下水道事業における公営企業会計導入の手引に記載のある「総合償却」の耐用年数を採用しています。

表 5.3 減価償却算定に用いた総合償却の耐用年数

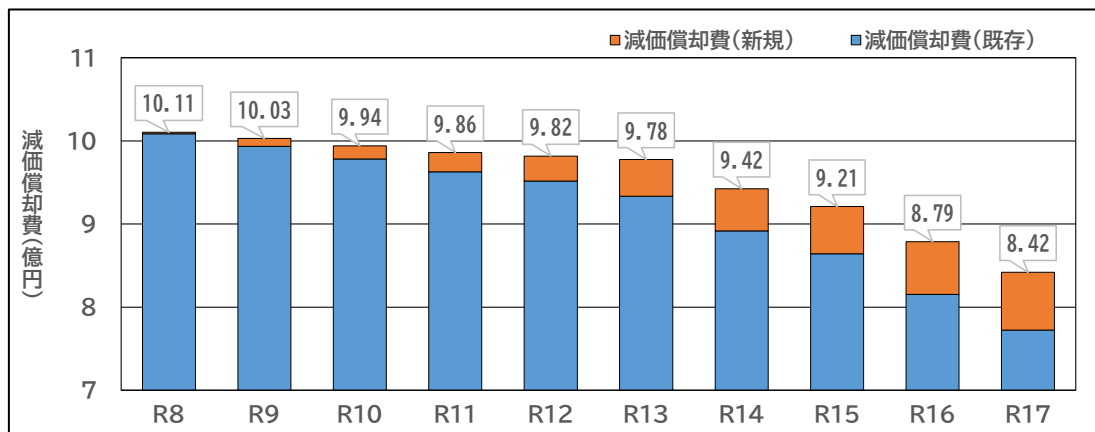
種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)	
			通常	総合償却
建物	SRC又はRC	事務所用	50	50
構築物	下水道	下水道管渠、人孔及びます	50	50
		処理設備	50	
機械及び装置	下水道	ポンプ設備	20	20
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	

出典：下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版（公益社団法人日本下水道協会）

公共下水道への各種投資の実施により、新規取得資産がありますが、減価償却費及び長期前受金戻入は減少傾向を示します。

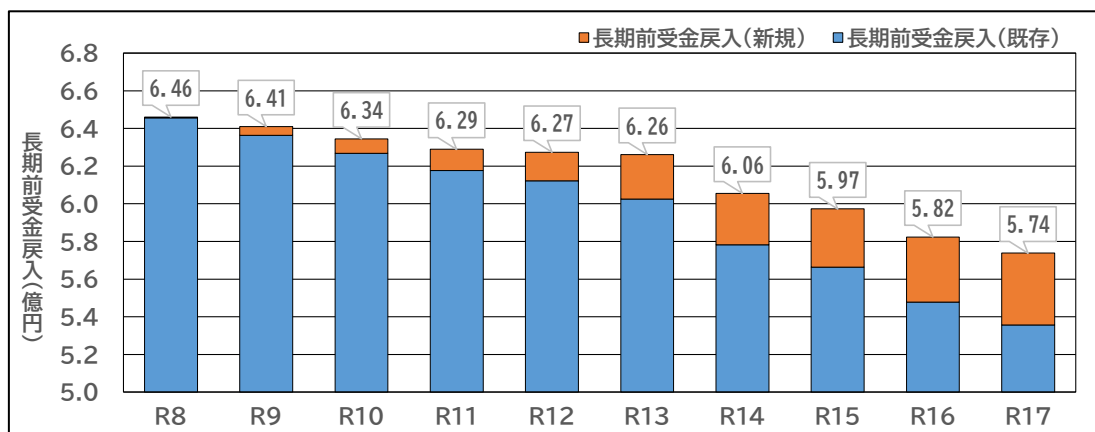
減価償却費は、令和 8 年度の約 10.1 億円に対して、令和 17 年度までに約 1.7 億円減少し、約 8.4 億円になる見込みです。

図 5.9 減価償却費の見込み（公共下水道）



また、長期前受金戻入は、令和 8 年度の約 6.5 億円に対して、令和 17 年度までに約 0.8 億円減少し、約 5.7 億円になる見込みです。

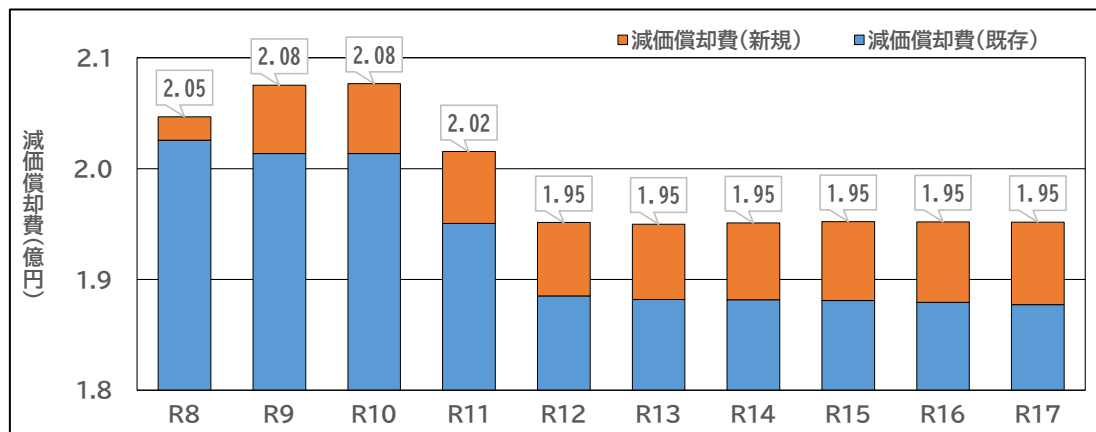
図 5.10 長期前受金戻入の見込み（公共下水道）



農業集落排水への各種投資の実施により、新規取得資産がありますが、減価償却費及び長期前受金戻入は減少傾向を示します。

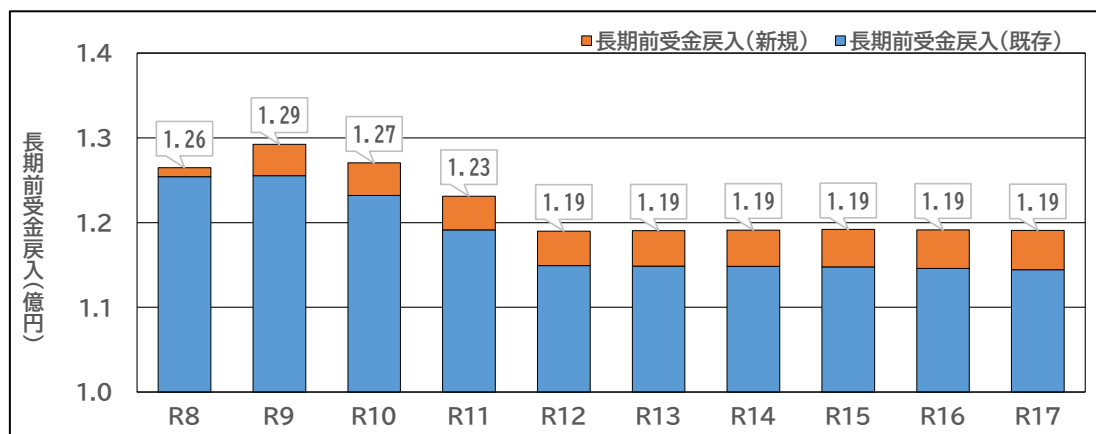
減価償却費は、令和 8 年度の約 2.1 億円に対して、令和 17 年度までに約 0.1 億円減少し、約 2.0 億円になる見込みです。

図 5.11 減価償却費の見込み（農業集落排水）



また、長期前受金戻入は、令和 8 年度の約 1.3 億円に対して、令和 17 年度までに約 0.1 億円減少し、約 1.2 億円になる見込みです。

図 5.12 長期前受金戻入の見込み（農業集落排水）



(3) 使用料収入

使用料収入は、令和 6 年度の使用料単価の実績値を用いて算出します。ここで示す使用料収入の見通しは、実質的な使用料単価*と仮定しています。

$$\text{※実質的な使用料単価 (円/㎡)} = \text{使用料収入 (円/年)} \div \text{有収水量 (㎡/年)}$$

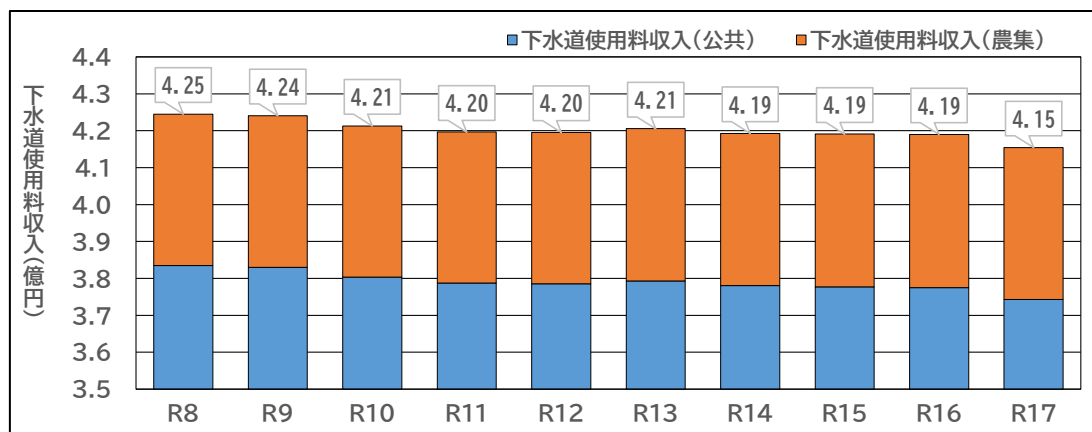
表 5.4 実質的な使用料単価

事業	項目	数量
公共下水道	下水道使用料(消費税別)	385,669,959 (円/年)
	年間有収水量	2,560,305 (㎡/年)
	使用料単価	150.63 (円/㎡)
農業集落排水	下水道使用料(消費税別)	41,097,452 (円/年)
	年間有収水量	291,018 (㎡/年)
	使用料単価	141.22 (円/㎡)

有収水量及び水洗化人口の減少に伴い、使用料収入は減少傾向を示します。

使用料収入は、令和 8 年度の約 4.3 億円に対して、令和 17 年度までに約 0.1 億円減少し、約 4.2 億円になる見込みです。

図 5.13 下水道使用料収入の見込み



(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、公共下水道と農業集落排水の合計で、令和8年度の約5.4億円に対して、令和17年度までに約1.1億円減少し、約4.3億円になる見込みです。

なお、一般会計繰入金の額については、地方公営企業繰出基準に基づくことを基本としつつ、毎年度の市の予算編成において調整が図られます。

図 5.14 一般会計繰入金の見込み（公共下水道）

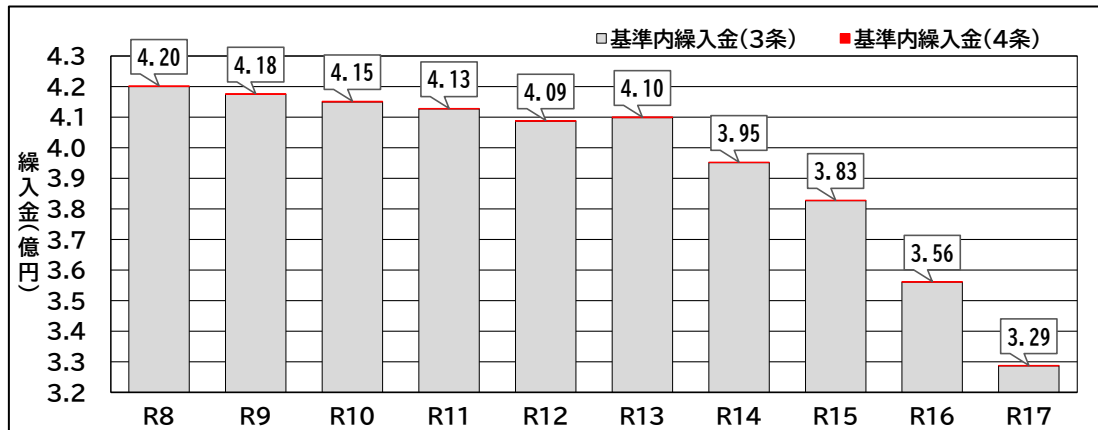
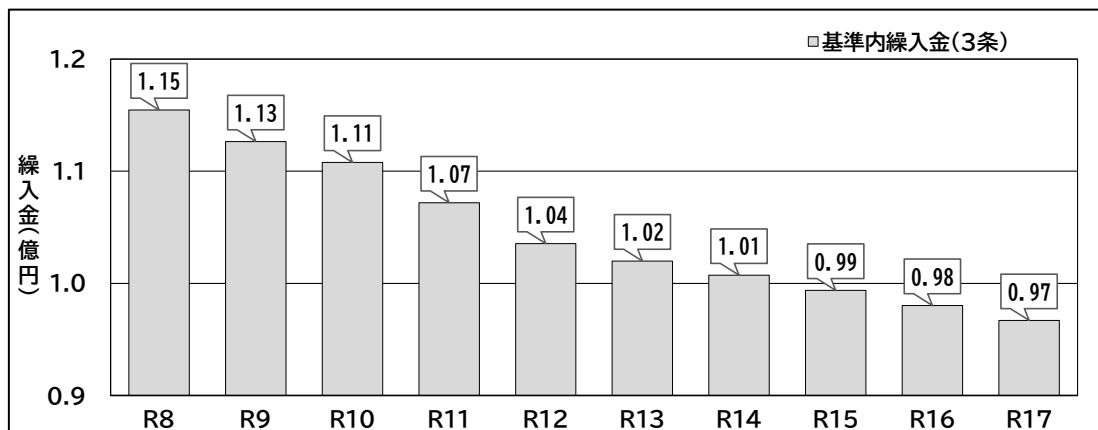


図 5.15 一般会計繰入金の見込み（農業集落排水）



(5) 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

① 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

包括的民間委託では、処理場等の運転・維持管理に加えて、ユーティリティ（物品、薬品）の調達管理や小規模修繕を含めることで、民間企業の創意工夫を活かした業務の効率化を図っており、今後も継続して実施していきます。また、必要に応じて、他の PPP/PFI 手法への転換も検討していきます。

なお、高騰する汚泥処理費に対応するため、民間活力を活用した、より経済的で持続可能な汚泥の処分方法を検討します。

② 職員給与費に関する事項

今後、施設・設備の老朽化が進行し、改築・更新を中心とした、更なる事業量の増加が見込まれるため、人的資源の不足が懸念されます。事業運営に必要な定数管理を行いつつ、官民連携事業等による民間活力の活用で補完することも視野に入れて検討していきます。

③ 動力費・薬品費・修繕費に関する事項

包括的民間委託において、ユーティリティ（物品、薬品）の調達管理や小規模修繕を含めており、今後も民間企業の創意工夫を活かした業務の効率化を継続して実施していきます。

④ 委託費に関する事項

今後、施設・設備の老朽化が加速することが予想される中で、包括的民間委託における運転・維持管理での「気づき」を更新計画、更新工事に反映できるような包括的民間委託の業務内容の高度化を検討していきます。

第6章. 経費回収率向上に向けたロードマップ

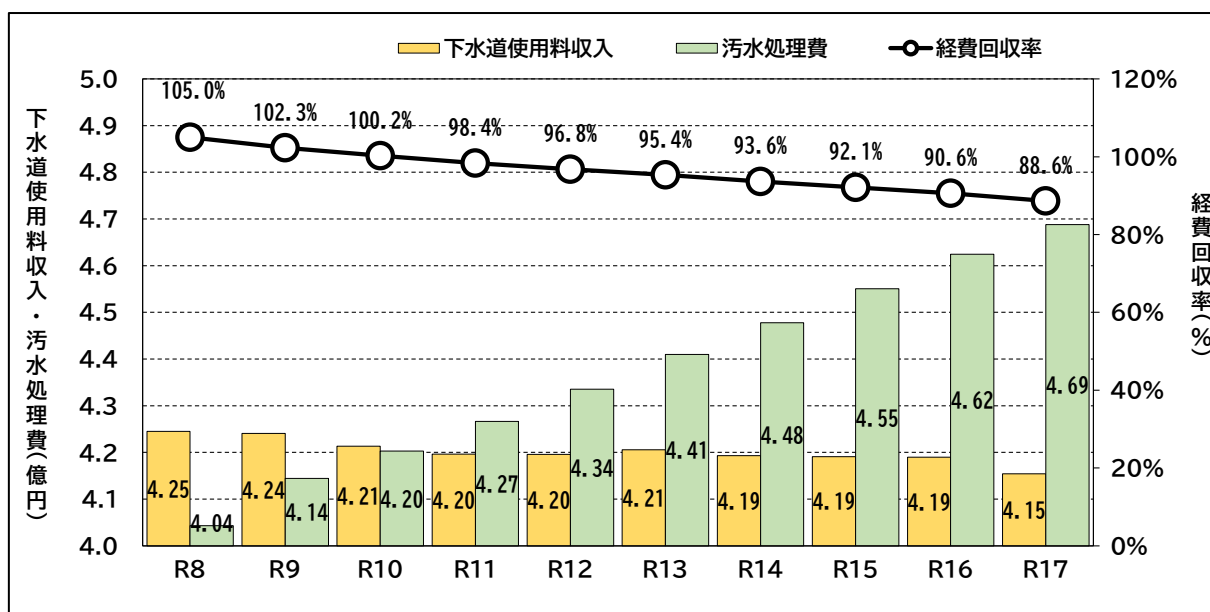
下水道使用料収入は、人口減少に伴い減少傾向にあります。また、昨今の人件費や物価の高騰により、維持管理費は増加傾向にあります。

このことに伴い、経費回収率は令和3年度以降100%を下回っていますが、令和6年度の実績は95.48%であり、前年度と比べて回復傾向にあります。

現在、維持管理費の削減による経費回収率の向上のため、農業集落排水の4地区のうち、令和8年度より上谷地区及び嶺南・正気西部地区の2地区を、令和9年度より松之郷地区を公共下水道に接続することで、下水道事業運営を効率化する取り組みを進めています。

しかし、将来に向けて現在の下水道使用料水準を維持したままでは、人件費や物価の上昇等を背景にした経費の増大により、図6.1のように経費回収率は悪化していくことが見込まれます。

図 6.1 経費回収率と下水道使用料収入及び污水处理費の見込み



そのため、下記の対策による経費回収率の向上を図ります。また、農業集落排水と公共下水道の接続の効果を見極めながら、適正な下水道使用料水準への改定について、随時検討していきます。

(1) 収入の確保策

- 経費削減策の効果を確認して、使用料改定について検討します。
- 未接続家屋への水洗化普及活動を行います。
- 滞納対策として、文書・訪問による督促と無届転居者の追跡調査を行います。
- 民間活力を利用した資産活用による取り組みを検討します。

(2) 維持管理費の削減策

- ウォーターPPPの導入を検討します。
- 民間活力を利用した、より経済的・効率的な汚泥処理方法を検討します。

(3) 農業集落排水処理場の最適化

- 令和8年度から、上谷地区、嶺南・正気西部地区を公共下水道に接続します。
- 令和9年度から、松之郷地区を公共下水道に接続します。
- 福岡クリーンセンターの更新方法の検討を行います。

表 6.1 第2期経営戦略ロードマップ(案)

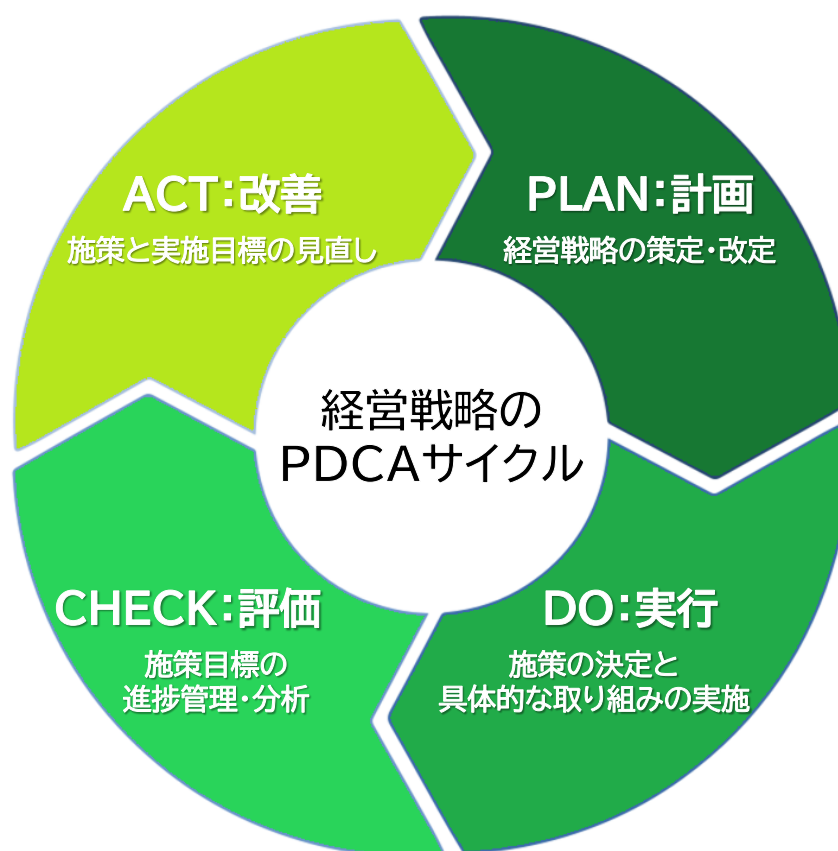
経費回収率向上に向けたロードマップと具体的な取組内容												
項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
経営戦略の計画期間	第2期経営戦略(10年間)											
経営戦略の検証・改定					検証・改定						検証・改定	
収入の確保策	使用料改定の検討	経費削減策の効果を確認して、必要に応じて下水道使用料を改定										
	未接続家屋への水洗化普及活動	随時										
	滞納対策として、文書・訪問による督促と無届転居者の追跡調査	随時										
	民間活力を利用した資産活用による取組の検討	維持管理業務委託の切り替えに併せた検討を想定										
維持管理費の削減策	ウォーターPPPの導入検討	随時										
	民間活力を利用した汚泥処理方法の検討	経済的で持続可能な手法を検討										
農業集落排水処理場の最適化	上谷地区、嶺南・正気西部地区を公共下水道に接続											
	松之郷地区を公共下水道に接続											
	福岡クリーンセンターの更新方法の検討	設備の耐用年数に合わせて検討										
実施目標												
項目	第2期経営戦略目標値	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経費回収率(%)	100%以上	経費回収率を向上										

第7章. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

7-1 推進体制と進捗管理

経営戦略期間中に中間評価、見直しを行い、進捗の管理を行います。経営戦略の実施にあたっては、各施策をPDCAサイクルに基づき、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。

図 7.1 PDCAサイクル



7-2 経営戦略の検証

経営戦略は、事業環境の変動等に対応するため、事業の実施状況及び経営状態を踏まえ、適切な経営戦略となっているか毎年事後検証を行い、5年後を中間目標年度として中間評価を実施するとともに、見直しを行います。なお、事後検証、中間評価、見直しについては、その都度速やかに公表します。

<巻末資料>

■投資・財政収支の見通し

- 投資・財政収支の見通し（全事業：公共下水道＋農業集落排水）：1/2

収益的収支（全事業）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		480,680	508,115	461,834	460,938	458,530	452,303	448,094	446,019	442,194	442,427	440,328	436,609
	(1) 料 金 収 入		426,767	423,971	424,505	424,077	421,307	419,655	419,556	420,567	419,290	419,105	418,972	415,436
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		3,164	4,870	4,959	5,049	5,141	5,234	5,330	5,427	5,525	5,626	5,728	5,833
	(3) そ の 他		50,749	79,274	32,370	31,812	32,082	27,414	23,208	20,025	17,379	17,696	15,628	15,340
	2. 営 業 外 収 益		1,328,692	1,348,324	1,276,335	1,269,227	1,257,581	1,245,213	1,236,093	1,237,794	1,203,862	1,183,267	1,140,603	1,103,633
	(1) 補 助 金		513,630	533,267	474,018	470,578	472,884	471,188	468,914	472,694	461,255	448,895	422,290	395,831
	他 会 計 補 助 金		513,630	533,267	474,018	470,578	472,884	471,188	468,914	472,694	461,255	448,895	422,290	395,831
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		785,713	783,844	772,506	770,237	761,465	752,057	746,342	745,242	724,664	716,465	701,444	692,890
	(3) そ の 他		29,349	31,213	29,811	28,412	23,232	21,968	20,837	19,858	17,943	17,907	16,869	14,912
	収 入 計 (C)		1,809,372	1,856,439	1,738,169	1,730,165	1,716,111	1,697,516	1,684,187	1,683,813	1,646,056	1,625,694	1,580,931	1,540,242
	1. 営 業 費 用		1,703,630	1,804,631	1,646,378	1,649,753	1,644,113	1,636,511	1,632,811	1,636,404	1,608,305	1,594,647	1,559,793	1,529,575
	(1) 職 員 給 与 費		78,793	79,423	80,151	80,890	81,637	82,385	83,143	83,908	84,680	85,458	86,244	87,038
	基 本 給		38,756	38,189	38,541	38,894	39,253	39,614	39,979	40,346	40,718	41,092	41,470	41,851
	退 職 給 付 費		6,322	5,702	5,754	5,808	5,861	5,915	5,969	6,024	6,079	6,136	6,191	6,249
そ の 他		33,715	35,532	35,856	36,188	36,523	36,856	37,195	37,538	37,883	38,230	38,583	38,938	
(2) 経 費		388,364	488,573	345,043	354,610	359,919	365,689	372,079	378,975	385,196	391,913	398,768	404,464	
動 力 費		53,207	71,079	50,980	48,743	49,324	50,043	50,956	52,023	52,824	53,779	54,757	55,287	
修 繕 費		15,197	25,038	15,141	15,000	15,274	15,551	15,834	16,123	16,416	16,715	17,018	17,328	
材 料 費		3,676	268	237	242	246	251	254	259	265	270	275	279	
そ の 他		316,284	392,188	278,685	290,625	295,075	299,844	305,035	310,570	315,691	321,149	326,718	331,570	
(3) 減 価 償 却 費		1,236,473	1,236,635	1,221,184	1,214,253	1,202,557	1,188,437	1,177,589	1,173,521	1,138,429	1,117,276	1,074,781	1,038,073	
2. 営 業 外 費 用		72,717	74,286	65,914	64,975	63,400	61,982	59,281	61,633	59,929	58,874	58,102	57,370	
(1) 支 払 利 息		68,004	65,192	61,116	60,089	58,425	56,916	54,123	56,381	54,582	53,429	52,558	51,725	
(2) そ の 他		4,713	9,094	4,798	4,886	4,975	5,066	5,158	5,252	5,347	5,445	5,544	5,645	
支 出 計 (D)		1,776,347	1,878,917	1,712,292	1,714,728	1,707,513	1,698,493	1,692,092	1,698,037	1,668,234	1,653,521	1,617,895	1,586,945	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		33,025	△ 22,478	25,877	15,437	8,597	△ 977	△ 7,905	△ 14,225	△ 22,177	△ 27,827	△ 36,964	△ 46,703	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		33,025	△ 22,480	25,877	15,437	8,597	△ 977	△ 7,905	△ 14,225	△ 22,177	△ 27,827	△ 36,964	△ 46,703	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		106,262	83,782	109,659	125,097	133,694	132,717	124,812	110,588	88,410	60,583	23,619	△ 23,084	
流 動 資 産 (J)		377,116	390,264	448,157	480,351	511,971	529,375	626,690	732,296	869,420	1,041,738	1,188,141	1,314,743	
う ち 未 収 金		171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	171,039	
流 動 負 債 (K)		960,992	907,577	859,659	796,979	778,239	720,053	655,501	583,541	529,172	508,612	472,172	427,112	
う ち 建 設 改 良 費 分		739,268	685,853	637,935	575,255	556,515	498,329	433,777	361,817	307,448	286,888	250,448	205,388	
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金		208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	208,464	
累 積 欠 損 金 比 率 (I)/((A)-(B))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		477,516	503,245	456,875	455,889	453,389	447,069	442,764	440,592	436,669	436,801	434,600	430,776	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		477,516	503,245	456,875	455,889	453,389	447,069	442,764	440,592	436,669	436,801	434,600	430,776	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

● 投資・財政収支の見通し（全事業：公共下水道＋農業集落排水）：2/2

資本的収支（全事業合算）

（単位：千円）

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企業債	468,700	474,600	407,230	328,664	300,408	228,880	435,128	208,709	190,834	190,363	180,602	162,356
	うち資本費平準化債	279,300	277,100	231,020	187,764	128,008	113,980	104,228	102,809	84,934	84,463	74,702	56,456
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	198	11,453	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	161,648	74,830	212,590	81,100	119,600	127,100	391,100	116,100	116,100	116,100	116,100	116,100
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	4,234	1,002	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885	6,885
計 (A)	634,780	561,885	626,903	416,847	427,091	363,063	833,311	331,892	314,017	313,546	303,785	285,539	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	634,780	561,885	626,903	416,847	427,091	363,063	833,311	331,892	314,017	313,546	303,785	285,539	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	339,466	257,985	399,441	232,739	302,838	252,937	733,038	233,140	233,242	233,344	233,450	233,555
	うち職員給与費	7,032	9,253	10,640	10,738	10,837	10,936	11,037	11,139	11,241	11,343	11,449	11,554
	2. 企業債償還金	757,477	746,044	685,853	637,935	575,255	556,515	498,329	433,777	361,817	307,448	286,888	250,448
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,096,943	1,006,029	1,085,294	870,674	878,093	809,452	1,231,367	666,917	595,059	540,792	520,338	484,003	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	462,163	444,144	458,391	453,827	451,002	446,389	398,056	335,024	281,042	227,247	216,553	198,463	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	431,940	379,288	422,817	433,415	424,224	424,154	332,182	314,603	260,619	206,821	196,125	178,033
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	30,223	64,856	35,574	20,412	26,778	22,235	65,874	20,421	20,423	20,426	20,428	20,430
計 (F)	462,163	444,144	458,391	453,827	451,002	446,389	398,056	335,024	281,042	227,247	216,553	198,463	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	4,783,798	4,512,354	4,233,731	3,924,460	3,649,613	3,321,978	3,258,777	3,033,709	2,862,727	2,745,641	2,639,355	2,551,264	

○他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	577,467	550,698	535,467	530,063	525,751	519,815	512,195	511,804	495,796	482,008	453,988	425,275
	うち基準内繰入金	541,744	550,698	535,467	530,063	525,751	519,815	512,195	511,804	495,796	482,008	453,988	425,275
	うち基準外繰入金	35,723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	うち基準内繰入金	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		577,665	550,896	535,665	530,261	525,949	520,013	512,393	512,002	495,994	482,206	454,186	425,473

● 投資・財政収支の見通し（公共下水道）：1/2

収益的収支（公共）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		439,583	466,521	420,836	419,840	417,581	411,379	407,059	404,747	400,935	401,056	398,845	395,486
	(1) 料 金 収 入		385,670	382,377	383,507	382,979	380,358	378,731	378,521	379,295	378,031	377,734	377,489	374,313
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		3,164	4,870	4,959	5,049	5,141	5,234	5,330	5,427	5,525	5,626	5,728	5,833
	(3) そ の 他		50,749	79,274	32,370	31,812	32,082	27,414	23,208	20,025	17,379	17,696	15,628	15,340
	2. 営 業 外 収 益		1,048,089	1,053,637	1,034,386	1,027,328	1,019,734	1,014,917	1,013,540	1,016,747	984,008	964,693	923,444	887,855
	(1) 補 助 金		386,745	390,279	383,217	382,460	383,486	384,702	384,926	390,083	377,995	366,937	340,635	313,545
	他 会 計 補 助 金		386,745	390,279	383,217	382,460	383,486	384,702	384,926	390,083	377,995	366,937	340,635	313,545
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		656,270	656,866	646,032	640,985	634,419	628,949	627,339	626,197	605,538	597,272	582,316	573,808
	(3) そ の 他		5,074	6,492	5,137	3,883	1,829	1,266	1,275	467	475	484	493	502
	収 入 計 (C)		1,487,672	1,520,158	1,455,222	1,447,168	1,437,315	1,426,296	1,420,599	1,421,494	1,384,943	1,365,749	1,322,289	1,283,341
	1. 営 業 費 用		1,432,992	1,525,017	1,391,566	1,401,516	1,398,100	1,396,006	1,398,012	1,401,001	1,372,113	1,357,608	1,322,027	1,291,287
	(1) 職 員 給 与 費		74,611	74,440	75,123	75,816	76,516	77,218	77,927	78,644	79,368	80,098	80,834	81,579
	基 本 給		36,199	35,213	35,537	35,863	36,194	36,527	36,863	37,202	37,545	37,890	38,238	38,590
退 職 給 付 費		6,322	5,231	5,279	5,328	5,377	5,426	5,476	5,526	5,577	5,629	5,680	5,733	
そ の 他		32,090	33,996	34,307	34,625	34,945	35,265	35,588	35,916	36,246	36,579	36,916	37,256	
(2) 経 費		334,199	423,671	305,877	322,694	327,496	332,697	338,457	344,660	350,277	356,324	362,498	367,703	
動 力 費		36,963	50,443	39,285	39,945	40,399	40,960	41,683	42,527	43,158	43,910	44,681	45,117	
修 繕 費		11,504	21,344	12,277	12,500	12,729	12,960	13,196	13,437	13,681	13,930	14,183	14,441	
材 料 費		512	186	197	201	204	208	211	215	220	224	228	232	
そ の 他		285,220	351,698	254,118	270,048	274,164	278,569	283,367	288,481	293,218	298,260	303,406	307,913	
(3) 減 価 償 却 費		1,024,182	1,026,906	1,010,566	1,003,006	994,088	986,091	981,628	977,697	942,468	921,186	878,695	842,005	
2. 営 業 外 費 用		38,097	37,028	32,498	32,199	31,861	31,830	30,447	34,129	33,712	34,024	34,620	35,207	
(1) 支 払 利 息		35,437	32,481	29,790	29,441	29,053	28,971	27,536	31,165	30,694	30,951	31,491	32,021	
(2) そ の 他		2,660	4,547	2,708	2,758	2,808	2,859	2,911	2,964	3,018	3,073	3,129	3,186	
支 出 計 (D)		1,471,089	1,562,045	1,424,064	1,433,715	1,429,961	1,427,836	1,428,459	1,435,130	1,405,825	1,391,632	1,356,647	1,326,494	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		16,583	△ 41,887	31,158	13,453	7,354	△ 1,540	△ 7,860	△ 13,636	△ 20,882	△ 25,883	△ 34,358	△ 43,153	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		16,583	△ 41,888	31,158	13,453	7,354	△ 1,540	△ 7,860	△ 13,636	△ 20,882	△ 25,883	△ 34,358	△ 43,153	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		54,068	12,180	43,338	56,791	64,145	62,605	54,745	41,109	20,227	△ 5,656	△ 40,014	△ 83,167	
流 動 資 産 (J)		161,367	157,883	210,430	238,665	267,084	281,983	377,418	481,706	618,235	790,624	937,778	1,066,092	
う ち 未 収 金		48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	48,964	
流 動 負 債 (K)		573,668	520,964	471,626	431,516	409,635	359,784	296,829	242,689	188,730	177,869	159,646	139,818	
う ち 建 設 改 良 費 分		531,027	478,323	428,985	388,875	366,994	317,143	254,188	200,048	146,089	135,228	117,005	97,177	
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	32,218	
累 積 欠 損 金 比 率 (I)/((A)-(B))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	21	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		436,419	461,651	415,877	414,791	412,440	406,145	401,729	399,320	395,410	395,430	393,117	389,653	
地 方 財 政 法 に よ る (L)/(M)×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		436,419	461,651	415,877	414,791	412,440	406,145	401,729	399,320	395,410	395,430	393,117	389,653	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N)/(P)×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

● 投資・財政収支の見通し（公共下水道）：2/2

資本的収支（公共）

（単位：千円）

区 分		年 度											
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企業債	259,500	295,500	244,944	200,809	194,551	117,697	330,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
	うち資本費平準化債	181,000	167,500	107,634	60,809	23,051	3,697	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	198	8,542	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	11,564	17,950	154,490	80,000	118,500	126,000	390,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	1,596	2	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283
	計 (A)	272,858	321,994	402,915	284,290	316,532	247,178	723,481	223,481	223,481	223,481	223,481	223,481
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	272,858	321,994	402,915	284,290	316,532	247,178	723,481	223,481	223,481	223,481	223,481	223,481
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費	70,093	128,694	300,619	228,900	298,983	249,065	729,149	229,233	229,318	229,402	229,490
うち職員給与費		7,032	7,449	8,819	8,900	8,983	9,065	9,149	9,233	9,318	9,402	9,490	9,578
2. 企業債償還金		553,523	535,613	478,323	428,985	388,875	366,994	317,143	254,188	200,048	146,089	135,228	117,005
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	623,616	665,307	778,942	657,885	687,858	616,059	1,046,292	483,421	429,366	375,491	364,718	346,583	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	350,758	343,313	376,027	373,595	371,326	368,881	322,811	259,940	205,885	152,010	141,237	123,102	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	345,023	296,537	349,300	353,394	344,759	346,858	257,149	239,731	185,674	131,797	121,022	102,885
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,735	46,776	26,727	20,201	26,567	22,023	65,662	20,209	20,211	20,213	20,215	20,217
計 (F)	350,758	343,313	376,027	373,595	371,326	368,881	322,811	259,940	205,885	152,010	141,237	123,102	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	3,073,213	2,833,100	2,599,721	2,371,545	2,177,221	1,927,924	1,940,781	1,791,592	1,696,545	1,655,456	1,625,228	1,613,223	

○他会計繰入金

区 分		年 度											
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		426,312	435,236	419,997	417,421	414,955	412,632	408,650	409,808	395,074	382,633	355,963	328,585
	うち基準内繰入金	426,312	435,236	419,997	417,421	414,955	412,632	408,650	409,808	395,074	382,633	355,963	328,585
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	うち基準内繰入金	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		426,510	435,434	420,195	417,619	415,153	412,830	408,848	410,006	395,272	382,831	356,161	328,783

● 投資・財政収支の見通し（農業集落排水）：1/2

収益的収支（農集）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和6年度 （決算）	令和7年度 （予算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		41,097	41,594	40,998	41,098	40,949	40,924	41,035	41,272	41,259	41,371	41,483	41,123	
	(1) 料 金 収 入		41,097	41,594	40,998	41,098	40,949	40,924	41,035	41,272	41,259	41,371	41,483	41,123	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営 業 外 収 益		280,603	294,687	241,949	241,899	237,847	230,296	222,553	221,047	219,854	218,574	217,159	215,778	
	(1) 補 助 金		126,885	142,988	90,801	88,118	89,398	86,486	83,988	82,611	83,260	81,958	81,655	82,286	
	他 会 計 補 助 金		126,885	142,988	90,801	88,118	89,398	86,486	83,988	82,611	83,260	81,958	81,655	82,286	
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		129,443	126,978	126,474	129,252	127,046	123,108	119,003	119,045	119,126	119,193	119,128	119,082	
	(3) そ の 他		24,275	24,721	24,674	24,529	21,403	20,702	19,562	19,391	17,468	17,423	16,376	14,410	
	収 入 計 (C)		321,700	336,281	282,947	282,997	278,796	271,220	263,588	262,319	261,113	259,945	258,642	256,901	
	支 出	1. 営 業 費 用		270,638	279,614	254,812	248,237	246,013	240,505	234,799	235,403	236,192	237,039	237,766	238,288
		(1) 職 員 給 与 費		4,182	4,983	5,028	5,074	5,121	5,167	5,216	5,264	5,312	5,360	5,410	5,459
		基 本 給 給		2,557	2,976	3,004	3,031	3,059	3,087	3,116	3,144	3,173	3,202	3,232	3,261
		退 職 給 付 費		0	471	475	480	484	489	493	498	502	507	511	516
そ の 他			1,625	1,536	1,549	1,563	1,578	1,591	1,607	1,622	1,637	1,651	1,667	1,682	
(2) 経 費			54,165	64,902	39,166	31,916	32,423	32,992	33,622	34,315	34,919	35,589	36,270	36,761	
動 力 費			16,244	20,636	11,695	8,798	8,925	9,083	9,273	9,496	9,666	9,869	10,076	10,170	
修 繕 費			3,693	3,694	2,864	2,500	2,545	2,591	2,638	2,686	2,735	2,785	2,835	2,887	
材 料 費			3,164	82	40	41	42	43	43	44	45	46	47	47	
そ の 他			31,064	40,490	24,567	20,577	20,911	21,275	21,668	22,089	22,473	22,889	23,312	23,657	
(3) 減 価 償 却 費			212,291	209,729	210,618	211,247	208,469	202,346	195,961	195,824	195,961	196,090	196,086	196,068	
2. 営 業 外 費 用			34,620	37,258	33,416	32,775	31,540	30,152	28,834	27,505	26,216	24,850	23,482	22,163	
(1) 支 払 利 息			32,567	32,711	31,326	30,647	29,373	27,945	26,587	25,217	23,887	22,478	21,067	19,704	
(2) そ の 他			2,053	4,547	2,090	2,128	2,167	2,207	2,247	2,288	2,329	2,372	2,415	2,459	
支 出 計 (D)			305,258	316,872	288,228	281,012	277,553	270,657	263,633	262,908	262,408	261,889	261,248	260,451	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		16,442	19,409	△ 5,281	1,985	1,243	563	△ 45	△ 589	△ 1,295	△ 1,944	△ 2,606	△ 3,550		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		16,442	19,408	△ 5,281	1,985	1,243	563	△ 45	△ 589	△ 1,295	△ 1,944	△ 2,606	△ 3,550		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		52,194	71,602	66,321	68,306	69,549	70,112	70,067	69,478	68,183	66,239	63,633	60,083		
流 動 資 産 (J)		215,749	232,381	237,727	241,686	244,887	247,392	249,272	250,590	251,185	251,114	250,363	248,651		
う ち 未 収 金		122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075	122,075		
流 動 負 債 (K)		387,324	386,614	388,032	365,463	368,604	360,269	358,671	340,852	340,443	330,743	312,525	287,295		
う ち 建 設 改 良 費 分		208,241	207,531	208,949	186,380	189,521	181,186	179,588	161,769	161,360	151,660	133,442	108,212		
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金		176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246	176,246		
累 積 欠 損 金 比 率 (I)/((A)-(B))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		41,097	41,594	40,998	41,098	40,949	40,924	41,035	41,272	41,259	41,371	41,483	41,123		
地 方 財 政 法 に よ る (L)/(M)×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)		41,097	41,594	40,998	41,098	40,949	40,924	41,035	41,272	41,259	41,371	41,483	41,123		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P))×100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

● 投資・財政収支の見通し（農業集落排水）：2/2

資本的収支（農集）

（単位：千円）

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	209,200	179,100	162,287	127,854	105,857	111,183	105,128	103,709	85,834	85,363	75,602	57,356
	うち 資本費平準化債	98,300	109,600	123,387	126,954	104,957	110,283	104,228	102,809	84,934	84,463	74,702	56,456
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	2,911	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	150,084	56,880	58,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	2,638	1,000	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602	3,602
	計 (A)	361,922	239,891	223,989	132,556	110,559	115,885	109,830	108,411	90,536	90,065	80,304	62,058
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	361,922	239,891	223,989	132,556	110,559	115,885	109,830	108,411	90,536	90,065	80,304	62,058
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	269,373	129,291	98,822	3,839	3,855	3,872	3,889	3,907	3,924	3,942	3,960
うち 職員給与費		0	1,804	1,821	1,838	1,854	1,871	1,888	1,906	1,923	1,941	1,959	1,976
2. 企 業 債 償 還 金		203,954	210,431	207,531	208,949	186,380	189,521	181,186	179,588	161,769	161,360	151,660	133,442
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	473,327	340,722	306,353	212,788	190,235	193,393	185,075	183,495	165,693	165,302	155,620	137,419	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		111,405	100,831	82,364	80,232	79,676	77,508	75,245	75,084	75,157	75,237	75,316	75,361
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	82,875	82,751	73,517	80,021	79,465	77,296	75,033	74,872	74,945	75,024	75,103	75,148
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	28,530	18,080	8,847	211	211	212	212	212	212	213	213	213
計 (F)	111,405	100,831	82,364	80,232	79,676	77,508	75,245	75,084	75,157	75,237	75,316	75,361	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		1,710,585	1,679,254	1,634,010	1,552,915	1,472,392	1,394,054	1,317,996	1,242,117	1,166,182	1,090,185	1,014,127	938,041

○他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		151,155	115,462	115,470	112,642	110,796	107,183	103,545	101,996	100,722	99,375	98,025	96,690
	うち 基準内繰入金	115,432	115,462	115,470	112,642	110,796	107,183	103,545	101,996	100,722	99,375	98,025	96,690
	うち 基準外繰入金	35,723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		151,155	115,462	115,470	112,642	110,796	107,183	103,545	101,996	100,722	99,375	98,025	96,690

■用語集

【あ】	
一般汚水	浴場汚水以外の汚水のことです。なお、浴場汚水とは、公衆浴場（サウナ風呂その他の特殊な浴場を除く。）の用に供した汚水のことです。
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な歳入と歳出を計上した会計です。
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金のことです。繰出基準に基づき一般会計が負担することとされている経費を基準内繰入金と呼び、その基準を超過した分については基準外繰入金として区別しています。
ウォーターPPP	公共と民間がパートナーシップを組んで協力する、水分野の公共施設を対象とした新しい事業体系（官民連携方式）のことです。
雨水処理負担金	雨水処理に要する経費（資本費及び維持管理費）を賄うために一般会計から繰り入れられる負担金のことです。
営業収益	地方公営企業の主たる営業活動により発生する収益のことです。
営業費用	主に営業活動によって生じた費用のことです。
汚水維持管理費	汚水処理施設の維持管理にかかる費用のことです。
汚水私費の原則	下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則となります。汚水私費は、生活排水（トイレ・台所・風呂など）を処理する費用は、“使用料（私費）”で負担するという考え方です。
汚水処理原価	汚水処理に要した費用を有収水量で除したものです。有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。
汚水処理人口普及率	本市では、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽で“適切に汚水処理が行われている人口の割合”を示す指標です。

【か】	
改築	既存の施設を新たに置き換えたり、施設の一部を活かしながら部分的に新しくして所定の耐用年数を新たに確保することです。
合併処理浄化槽	合併処理浄化槽は、トイレや台所・風呂などの生活排水を家庭ごとに設置して処理する施設です。
管渠改善率	管渠の更新ペースや状況を把握するために、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標です。
管渠老朽化率	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度を示しています。
管理棟	下水処理場の運転管理・事務・分析・監視等を行うための建物です。
機械棟	下水処理場において汚泥の濃縮や脱水などの処理を行うための建物です。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす国などからの長期借入金のことです。
企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。
企業債償還金	企業債の弁済にかかる費用で元金の返済金です。
行政区域内人口	行政区域内(市内)に実際に住んでいる人数のことです。
供用	施設が正式に使える状態になることを意味します。
繰越利益剰余金	前年度までに獲得した純利益のことで、未だ処分されず残っているものです。

【か】の続き	
繰出基準	一般会計から下水道会計へ繰り入れるお金（繰入金）のうち、どこまでを公費で負担してよいかを国が定めた基準のことで。
経営比較分析表	自治体の公営企業（下水道・水道・病院など）の経営状況を、全国共通の指標で比較できるようにした資料です。総務省が作成を義務付けており、毎年公表されます。
経常収支比率	経常的な収入で、経常的な支出をどれだけ賄えているかを示す割合です。
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価する指標です。
下水道使用料（使用料）	下水道サービスを使用したことに対してお支払頂く使用料のことで。
下水道人口普及率	下水道の整備状況を示す指標として用いられ、対象とする区域内の総人口に対して下水道を利用できる人口の比率のことで。
減価償却費	1年以上の長期間にわたって使用する資産（管路施設、処理場施設・設備等）を工事等で取得した場合、取得に要した工事費等を、その年度の費用として計上するのではなく、取得した資産の内容に応じた耐用年数に基づき後年に分配し、将来にわたり費用として計上することを減価償却といい、この分配される費用のことで。
減価償却累計額	これまで計上した減価償却費の合計額のことで。
建設改良費	施設・設備を新しく設置したり、古くなった施設・設備を更新するための投資的経費であり、人件費等の間接費を含めた費用のことで。
公営企業	地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことで。
公営企業会計	現金の支出の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づいて経理を行うという発生主義による会計方式のことで。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道を除く）のことで。
更新	既存の施設を新たに取り替えることで。
個別処理	合併処理浄化槽により汚水を個別に処理する方法のことで。

【さ】	
事業継続計画（BCP）	災害や事故などの緊急事態が発生しても、重要な業務を止めない、または早期に復旧させるための計画のことで。
施設利用率	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
指定管理者制度	強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者代行させる方式です。
支払利息	企業債を発行した場合に払う利息のことで。
資本勘定職員	建設・更新など“資本的事業”に従事する職員で、その人件費は資本的支出として扱われる職員のことで。
資本的収支	下水道施設の建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことで。
資本費平準化債	将来の更新投資に備えて“資本費の負担を平準化するため”に発行する地方債のことで。
収益的収支	企業の経済活動に伴って発生する収益とそれに対応する費用を意味し、一般的に赤字・黒字といわれるものは、この収支のことで。
従量制	使用水量に応じて料金が変化する仕組みのことで。
受益者負担金	下水道の整備によって利益（受益）を受ける地域の住民が、その整備費用の一部を負担する制度です。

【は】の続き	
PPP	Public Private Partnershipの略称。官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民連携の形態のこと。公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ろうとする公共事業の手法です。
標準活性汚泥法	下水処理場で最も一般的に使われている生物処理方式で、微生物の力を使って汚れ（有機物）を分解する方法です。
標準耐用年数	下水道資産が“何年使えるか”を示す国の基準で、減価償却や更新計画の根拠となる指標です。
不明水	流入下水量のうち、下水道管理者が下水道料金等で把握することが可能な水量以外の下水量のことです。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

【ま】	
マンホールポンプ	家屋などからの生活排水を集め、下水処理場へ送るためにマンホール内に設置される水中ポンプを活用したポンプ場の一種です。

【や】	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。
有収水量	下水道使用料徴収の対象となる水量のことです。
ユーティリティ	維持管理業務におけるユーティリティとは、施設運転や保守を支える“共通インフラ・共通資源”のことで、電力・燃料・薬品・水などが該当します。
有収率	下水道で処理した汚水のうち使用料収入の対象となる有収水の割合を示す指標です。
浴場汚水	浴場汚水とは、公衆浴場（サウナ風呂その他の特殊な浴場を除く。）の用に供した汚水のことです。

【ら】	
ライフサイクルコスト	「設計～竣工～運用～修繕～処分」までに要する費用のことです。
流域関連公共下水道	地方公共団体が管理する下水道の一形態であり、特に二つ以上の市町村の区域における下水を効率的に集めて処理することを目的としています。
流動資産	1年以内に現金化できる資産のことで、現金、預金、売掛金、在庫などが含まれます。
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。
流動負債	負債のうち、決算日から1年以内に支払期限が到来する負債のことです。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

【わ】	